

平成18年12月12日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	欠	番
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	吉 田	正 明
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	森 田	利 明
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総 務 部	長	唐	島		稔
市 民 部	長	坂	本	博	昭
産 業 部	長	山	本	克	樹
建 設 環 境 部	長	江	頭	毅 一	郎
企 画 課	長	北	村	建	治
総 務 課	長	北	村	和	博
財 政 課	長	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税 務 課	長	北 御	門	敏	則
福 祉 事 務 所	長	迎		和	泉
保 険 健 康 課	長	岩	田	輝	寛
農 林 水 産 課	長	平	石	和	弘
商 工 観 光 課	長	福	岡	俊	剛
都 市 建 設 課	長	田	中	敏	男
環 境 下 水 道 課	長	亀	井	初	男
ま ち な み 活 性 課	長	松	浦		勉
水 道 課	長	藤	家	敏	昭
会 計 課	長	山	田	次	郎
教 育 委 員	長	藤	家	恒	善
教 育	長	小 野	原	利	幸
教 育 次 長 兼 庶 務 課 長		藤	田	洋 一	郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	川		宏
農 業 委 員 会 事 務 局 長		一 ノ	瀬	健	二
監 査 委 員		植	松	治	彦

平成18年12月12日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第59号 | 平成17年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第60号 | 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第61号 | 平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第62号 | 平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第63号 | 平成17年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第64号 | 平成17年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について |
| | | （委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第 2 | 議案第69号 | 鹿島市高齢者等肉牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 3 | 議案第70号 | 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 4 | 議案第71号 | 鹿島市消防団設置条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 5 | 議案第72号 | 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 6 | 議案第73号 | 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 7 | 議案第74号 | 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 8 | 議案第75号 | 平成18年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決） |

午前10時24分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

しばらくお待ちください。

日程第 1 議案第59号～議案第64号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第 1. 去る 9 月定例会において決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託されました議案第59号から議案第64号までの平成17年度に係る各会計決算認定関係議案についての決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成18年10月25日

鹿島市議会議長

小 池 幸 照 様

決算審査特別委員会

委員長 中 島 邦 保

決算審査特別委員会審査報告書

平成18年 9 月21日の本会議において付託されました、議案第59号「平成17年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第60号「平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第61号「平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第62号「平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第63号「平成17年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第64号「平成17年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について」は10月24日と25日の 2 日間にわたり委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員長中島邦保君。

○決算審査特別委員長（中島邦保君）

平成18年 9 月21日、本会議において付託されました議案第59号「平成17年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第60号「平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第61号「平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第62号「平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第63号「平成17年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第64号「平成17年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について」は、10月24日と25日の 2 日間にわたり委員会を開き、審査の結果、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

では、決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

まず、財政課長より、平成17年度の主要成果の説明と平成17年度一般会計の決算状況についての説明がありました。その概要は次のとおりです。

昨年度、平成16年度に主要成果の報告書の中身を全面的に見直し、本年度も中身を充実しようということで、中身に新しい資料なども加えて説明がありました。

平成17年度の決算では、財政基盤強化計画の成果が徐々にあらわれ、平成16年度以前と比較すると若干指標なども改善されている。その財政指標等についての説明があり、主な一般会計の財政指標では、まず、経常収支比率は平成17年度は93.4%で、平成16年度が96.8%であったので、3.4ポイントの指標改善となっており、理由は、普通交付税が一定レベルで確保できたこと、また市税収入も一定レベルで横ばい、微増ということで一般財源が確保できたこと、さらに財政基盤強化計画などの実施で人件費、物件費などの経常経費の削減が進んで、17年度の経常収支比率は93.4%ということになった。

起債制限比率は12.1%で、16年度と同率で今が起債償還のピークで、指標としては平成22年度までぐらいは12%、もしくは11%後半で推移をするものと見込んでいる。

実質公債費比率は、17年度の決算から新たに導入され、実質公債費比率とは、特別会計や公営企業、一部事務組合などの起債償還に相当する一般会計の負担金などを含めて、指標として計算したもので、16.7%ということでスタートした。18%以上が起債に知事の許可が必要となり危険ラインとされる。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税に分かれ、普通交付税は昨年度は64,155千円の1.9%増ということで、昨年並みの財源が確保された。しかしながら、特別交付税は89,037千円の減額で、交付税自体では24,882千円、0.6%の減額で、実質的な特別交付税としては16年と比較して、17年度は140,000千円の減額で、地方交付税の縮減基調は歯どめがかかっていないという状況である。また、今後とも主要な一般財源の伸び悩みや削減が予想されるので、収支のバランスをとりながら、いかにして市民生活に直結する政策的経費の財源を確保していくかが引き続きの課題となっているとの報告がありました。

次に、植松監査委員より、議案第59号から議案第64号までの6議案について一括して決算審査の概要報告がありました。その概要は次のとおりです。

審査に付された歳入歳出決算書及び同附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と照合の結果、適正に表示されているものと認めた。

予算の執行管理については、歳入の確保と歳出予算の効率的な執行に配慮しながら、各種の事務事業が推進されており、各会計ともおおむね適正に処理されている。

17年度は、予算現額11,759,692千円に対し、収入済額が11,798,033千円で、財政運営において効率的な予算執行がなされた結果、支出済額が11,594,939千円となり、歳入歳出差し引き203,094千円の黒字決算となっている。

17年度は、鹿島市制51年目という新たな歴史への一步となる年であったわけだが、第四次鹿島市総合計画の方向に沿った市勢発展に向けて厳しい財政状況の中、収支のバランスをとりながら市民生活に直結する福祉・教育・産業振興・土地基盤整備などが行われている。

主要財政指標は、経常収支比率、実質収支比率は16年度より改善が見られるものの、財政力指数、経常一般財源比率、公債費比率からは厳しい財政運営を迫られている地方の状況が見てとれる。

なお、実質公債費比率は17年度決算統計から新設されたもので、18%が危険ラインとのことだが、当市においては16.7%に抑制されている。この結果、実質収支で203,092千円の黒字決算となった。しかしながら、主要財政指標を見ると、前年度と比較して経常収支比率が93.4%で3.4ポイント、実質収支比率が3%で0.5ポイントと、それぞれ改善されてはいるものの、公債費の元本償還などのため経常収支比率93.4%、公債費比率17.3%と指標としては依然として高い水準で推移している。

このような厳しい財政運営の状況の中で、地方債現在高11,984,307千円は、前年度に比べ375,300千円減少しており、財政運営の努力がうかがえる。また、起債制限比率は12.1%で前年度と同率であり、平成17年度より新設された実質公債費比率は16.7%となっている。

以上、平成17年度決算の各数値・指標から見て、行政改革への取り組みによる効果は徐々にあらわれており、人件費、物件費などは減少傾向にある。今後も財政状況は極めて厳しい状況にあると思慮されるので、中・長期的視点に立って、緊急性、効率性、有効性といった観点から、事務事業の見直しや自主財源の確保への創意工夫と経費節減などによる健全な財政運営を望むものである。

次に、公共下水道事業特別会計については、一般会計からの繰入金は563,352千円となっている。

また、国民健康保険特別会計については、保険税収入の減少、保険給付費の増加などにより歳入不足を生じ、国民健康保険特別会計では189,367千円、老人保健特別会計については6,370千円の歳入不足を生じている。医療費においては、1人当たりの費用額は264,207円で前年度に比べ9.7%の増加、その財源となる国民健康保険税についても、1人当たりの調定額が68,985円と前年度より0.7%の増加となっている。

保険税の収入率の向上により保健事業の充実に努め、国保の健全な運営に努力されるよう望むものであるとの報告がありました。

次に、審査の過程における主なものについて、以下概要を申し上げます。

初めに、J R長崎本線存続運動についての予算5,000千円の内容はとの質疑に対し、長崎本線存続期成会への負担金で看板の設置に205千円、新聞の折り込み広告として7月22日、それから11月16、27日に掲載し6,588千円、ホームページの立ち上げで367,500円であるとの答弁がありました。

市税の収納率向上対策についてはとの質疑に対して、滞納者の実情を十分に把握し、税に対する理解をより深めてもらうための納税相談などを常に行い、納税の方に御協力いただけない場合は、預貯金の調査、生命保険の調査、それから、生命保険等があればそれを差し押さえして税の方に換金をするというふうなことで、今後これについて強力にやっていきたいとの答弁がありました。

次に、教育問題で、いじめ、不登校について鹿島市の実態はとの質疑に対し、基本的に正式に各学校から教育委員会へのいじめ問題発生 の報告はあっていない。友達関係のトラブルから不登校になるケースも少なくない。そういうことから教育委員会としては、いじめの問題については的確に、小さなところからフォローをしながら、いじめ、不登校対策の委員会をつくり、その中できめ細やかな指導をしている。不登校は17年度は、小学校で9名、中学校で38名との答弁がありました。

次に、学校給食費の未納額はとの質疑に対し、17年度末での未納額が8,877千円で、17年度の現年度分での給食費の未納額が2,670千円となっているとの答弁がありました。

保育料の未納はとの質疑に対し、単年度で7,600,260円、過去の部分の滞納分まで合わせた額が11,969,480円との答弁がありました。

次に、諸団体への運営費補助は行われているかとの質疑に対し、一般的に団体と言われる組織に対しての運営補助はしている。運営費補助をしている団体と補助額を後日資料として提出するとの答弁がありました。

次に、森林組合に関する運営費補助は行われているかとの質疑に対し、森林管理対策事業補助金2,800千円が広義的に運営補助ということになるが、森林組合のプロパーの人件費に充当されている。森林組合に対する補助としては、ほかに森林整備担い手育成基金助成事業補助金2,623,714円、国土保全機能維持森林整備事業補助金2,000千円などがあるとの答弁がありました。

次に、公共下水道整備率及び昭和60年に策定された下水道の基本計画では、その事業の計画年次が20カ年で本年度完結という見込みであったものがまだ半分に達していないという状況下で、今後の全体的な見直しはとの質疑に対し、平成17年度末現在211.2ヘクタールの区域の整備が完了しており、1,822世帯、5,306人の市民に利用されている。市全体の計画面積は668ヘクタール、事業認可面積が365ヘクタールである。合併浄化槽とトータルして37.4%の普及率になっている。

質疑のとおり、財源の問題でなかなか進捗していないという状況であるが、納富分区の接続が可能になるように頑張りたい。また、下水道事業にどれくらい一般財源を回せるか、ある程度わかってから、市民の皆さんにも長期にわたる見通しというものを示さなければいけないというふうに思っているとの答弁がありました。

1人当たりの医療費は264千円、9.7%の1人当たり増額となった理由の質疑に対して、総

体的に言えることは、平均年齢が上がっているということと、医療の高度化などが要因だろうと思う。また、国保財政の赤字問題については、今後、国保税をどういうふうに持っていたらいいかというコンサルを国保連合会に依頼しているので、その結果が出た段階で皆様方に御披瀝をしたいとの答弁がありました。

このほかにも多くの質疑、意見が出されましたが、その一部を紹介いたします。

国営多良岳パイロットの受益者負担金の未納について、平成17年度指定管理者制度について、行政評価システムの導入について、人口動態、人口減対策について、次にE M菌利用研究業務について、介護保険料の問題についてなどの質疑、意見、要望が出されました。

以上、本委員会に対し付託されました平成17年度各会計歳入歳出決算について質疑、意見、要望が出されました。質疑終結の後、議案第59号から議案第64号までの6議案を一括して討論に入り、直ちに採決の結果、議案第59号から議案第64号までの6議案は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

議案第59号から議案第64号までの6議案の委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

ここで、別紙写しのとおり、委員会に再付託の動議、議案第59号 平成17年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定についてが提出され、動議が成立をいたしておりますので、提出者の説明を求めます。16番議員谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

動議提出の理由を御説明いたします。

今、委員長から報告がありましたが、議員もその特別委員会の委員でございました。同決算認定の審査日、つまり、10月24日に一般会計の審査を行ったわけでございますが、この時点においては異議なく質疑、討論、採決、私も賛成をいたしております。

ただ、その後、佐賀県による常例検査の結果が判明をし、本市の補助事業の一部について不適切な執行が判明いたしております。このことについて若干説明を加えます。

ただいまの委員長報告は、去る10月24日に平成17年度鹿島市一般会計決算審査特別委員会における審査経過として何ら問題はございません。しかし、本議会における一般質問でも明らかになっているように、鹿島市国土保全機能維持森林整備事業、鹿島市森林整備担い手育成対策事業及び鹿島市森林管理対策事業については、平成17年11月25日から26日にかけて佐賀県が行った常例検査の結果によって、それらの事業の補助対象となっている人件費の不適

切な執行及び一部事業においては、徴収されるべき受益者負担金の請求自体すら行われないうまま未徴収金として計上されているなど、おおよそ鹿島市補助金交付規則第3条にうたう補助金が市税その他の貴重な財源で賄われているものであることに特に留意し、補助金交付の目的に沿って公正かつ効率的に行われなければならないという趣旨に抵触をし、納税者である市民としては到底容認できるものではございません。

決算特別委員会は、開催日時点において慎重審査の上で可決すべきものと決してはいますが、佐賀県情報公開条例に基づいて開示された常例検査結果が判明したのは去る11月24日のことではございまして、審査結果の前提が崩れております。常例検査結果において、補助金等の不適切な執行が確認された以上、当決算委員会としての結論を出した前提にも変更の可能性が生じているわけであり、再審査を行う必要性が生じていることは言うまでもございません。

したがって、本日はただいまの委員長報告にとどめ、執行部による当事業執行の再検査と必要な措置を講じられた上で再審査を行い、改めて本会議に付すというものを求めるものでございます。

以上で提案理由といたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番議員松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま提案をされましたが、私も十分わかりませんので、提案者の方にお尋ねをしたいと思いますが、きょう私たちの手元に配られております書類を見ますと、県に対する開示の請求が8月28日付で出されているわけですね。そして、その開示が11月24日という形で決定をされたということですね。

そういうことでお尋ねをしたいと思いますが、決算審査特別委員会が10月の24、25日にあっているわけですね。このときの議事録を私もざっと見ていますので、十分じゃないかもわかりませんが、例えばここに、きょう提案された方の中の3名が決算委員さんですね。その皆さんたちは、県に対してこういう開示をしているということを十分に御承知だったのかどうか、まずお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そういう疑義がございましたので、開示請求を8月時点で佐賀県の方に某氏が行われております。その後、県の情報公開審査会がございまして、慎重審査が行われております。途中には継続審査というような場面も経て、最終的に判断されて、今言いますように11月27日に開示をするということが明らかになったわけで、その開示された内容が、議員の皆様が今

お手元にその写しをお持ちの部分について開示をされたということでございます。

この動議の提出者が特別委員会の委員に3名入っておられるということでございますが、その時点においては特別委員会に入っていないものの、開示をされたのは11月27日なんです。だから、内容が判明しないのに、こういう疑いがあるんじゃないかという議論は当然発生しないわけですね。そこはおわかりだろうと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

はっきり開示されないので、その疑義はわからないということですが、何らかの疑問があったからこそ開示の請求をされたんじゃないかと思いますが、その点、いかがですか。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

当然疑問はございました。疑問があったからこそ開示請求を佐賀県にしたわけです。

ただ、ここにはプライバシーの問題その他はらんでおります。そういったものを、不確定な要素をもって公式の場で発言するというのは、議員として差し控えなければならないという前提があることは、議員としても御承知のとおりです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりました。ただ、私、議事録を見て、ざっと目を通していますから、間違ったところもあるかも知れませんが、この中で、そういうことがあるならば、やっぱり問題があるのだというような、そういう形での何らかのことが出てきてしかりだったんじゃないかなという気がするんですね。

そして、例えば、先ほどの委員長の報告にもありましたように、最終的に討論はありませんか、討論は全くあっておりません。そして、全員の方が賛成をされているわけですね。

だから、本来ならば、そういう開示がされていて、少しでもそういう不審を持っているのなら、それなりのことを私はその時点で発言しておくべきだったんじゃないかなと思います。先ほどプライバシーの問題とか、いろいろはっきりしないのと言えないじゃないかということをおっしゃいましたが、私はそうあるべきではなかったのかなという——私の判断ですがね、そういう気がします。

これはどこにお尋ねしたらいいんでしょうか。提出者にしか尋ねられんですかね。じゃあ、ひとり言を言います、申しわけありませんが。

例えば、そういう形で、今回の認定は全会一致でされているわけで、例えば、今後も何か

問題があって、そういう形で採決をされた後にこういう事態が起きた場合に、果たしてどうなのかなという気がします。それはもう提出者の方にお答えをいただくことは望みませんがね。ということであれば、後によってそういう事実が判明したということならば、ほかの形で何らかの対応の方法がないのかなと思いますが、なかったからこうなったんですか、その辺をお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

松尾議員も別に方法があれば提案をしていただければいいと思いますが、要は、採決をたん委員会で行ったものを、本会議でそれを足どめするようなことが再々あってはいかかなものかというような、議事の運営に当たっての質問、お尋ねがございますが、委員会時点において得られている情報と、ただいまのような明快に指摘されている不適切な執行ですね、それが指摘をされたにもかかわらず一たん可決をしておるから、本会議でもそれを問題提起してはならないという議論をしかければ、私たちのチェック能力というのはどういうふうになるのかという議論が生まれるわけで、議会のチェック機能を、市民の負託にこたえたことにはならない、そういう大局に私は立つべきだろうと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

徹底論議をするということは、私は本当に重要なことだと思います。ただ、今回のような事態、やっぱり私たちはその会議に対して十分に論議をするために、それに間に合うように資料の準備、調査をしてくるわけですね。それがなかなか議員にとっては大変なことです

がね。
たまたま、これは8月に開示請求されているから、間に合うようにしたとおっしゃればそれまでだと思いますが、私はやっぱり一応そういう形で、皆さんたちが全くその席にも出られていないというようなことならまだしも、話は違うと思いますが、そういう状況の中ですから、私は何かこれは別の形でもう一度提案をして、その方法はきょう、急に出されておりますから、こういう形がありますよと言うことはできません。本当にもう、全くそういう取り扱いについては無知のままここに立っておりますからね。ただ、内容がよかれ悪かれ、その中身のことは抜きにして、あり方としてどうなのかなという疑問を持ちましたので、このことを質問しているわけです。

そういうことですので、これからもいろんな問題が出てくるとはと思いますが、その点についてどうしても私は納得いかないわけですね。十分あなたの気持ちもわからんでもないです

がね。そういう——わかつとらんと言うぎ、それでよございすがね、そういう状況です。だから、私としましては——あっ、ごめんなさい、討論じゃないですね。ということです。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

松尾議員がどういうふうな立場に立っておられるのかわかりませんが、委員会審議のときに何でもっと情報を、手前の情報をちゃんと準備して審議に当たらんやったのかという点は、今申し上げますとおりに、県の常例検査の指摘があったのが明らかになったのは、その1カ月後に明らかになったわけです。そのことによって、初めてこの疑義が発生をしたということであって、やはり予算執行に当たって、臭いものがそこにあれば、その臭い原因はどこにあるのか。で、その臭いものをどうすれば排除できるのか、どういう措置を講じるべきなのか、これは当然議会としてのチェックの役割だろうということで御理解をいただきたいと思っています。

なおまた、この扱いについて、本日これは採択まで至って、そのほかの方法を選択をというような提案もありましたけど、ということであればそういう提案をしてほしいと思います。それで実効が上があれば賛成をいたしますが、ただし、この場において当案件まで含めて採決が求められるわけです。そこで可決をしてしまっ、そこでは了としておって、本会議で、最高の議決場所ですとしておりながら、後にその3件については問題ありきという議論が、実際問題として、議会の運営上、成り立ち得るのか。一番先輩の、年長の松尾議員が一番御承知だろうと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

先ほども申しあげましたように、私が今こういうことしたらいいですよという案は持ちません。今ここで出されて初めて見たわけですからね。ただ、さっきも言いましたが、内容のよしあしとしてどうなのかなという、私は感を持っていましたので、意見を申しあげました。

それと、この件については、例えばお二人の議員が一般質問でも取り上げられたと思いますよね。それでも不十分だったのかどうかですね。じゃあ、そこまで徹底して、どうして一般質問での議論ができなかったのかなという気もしますが、その辺いかがですか。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そうした議論を事前にもっとということですが、一般質問は、もう御承知のように森田議員と私が取りあげました。執行部は、今の三つの事業は鹿島市の単独事業です。県とか国の

補助のついたものじゃありません。鹿島市独自が予算措置をしてつけたお金です。この事業の検査について確認、検査不足があるのではないかと私たちをたどしました。しかし、執行部は森林組合法によって森林組合の監督権は佐賀県にあると。だから、監督に至る行為はできないという答弁で切り抜けられたじゃないですか。それ以外の答弁は出ていないじゃないですか。少なくとも、本市が10,000千円に及んで単独補助をやっておる、その使途について、先ほど申し上げますような本市の補助金交付規則に基づく予算執行がなされているかの確認不足ではないかと。そこを問うておるわけでございますので、御理解いただきたい。そういう経過です。

皆さん、きょう、県の常例検査結果の写しがお手元にコピーでお持ちのとおりですが、6ページを見ていただくと、「利用事業の適正化」というのがございます。明快にこれは補助金規程に抵触をしておる事項ですが、国土保全機能維持森林整備事業について既に補助金を3,000千円受け入れているにもかかわらず、この事業は受益者負担が伴うんですね。その受益者負担金の請求すらされていないんですよ。いろんな形式議論をする以前の問題です。ここにチェックが入らない市議会がいいのかと、ここに原点を置くべきだろうと——究極はですね。そういう立場で今手続をとっておるわけです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、内容の問題でおっしゃいましたが、先ほどから申し上げておりますように、内容の問題以前の問題として、私はお尋ねをしてきたんですね。

先ほどちょっと私言い損ないましたが、例えば、この本会議で、みんなが結論を出して認定してしまったらどうにもならんじゃないかというような御発言があったと思いますが、じゃあそう疑義があるなら、その態度を示せばいいと思うんですよ。例えば、採決に保留をすとか、反対をすとか、態度の示しようはあると思うんですよ。そして、それによって取り組むということだってできると思います。私はそう思います。内容のことで私はいろいろ、内容がこうだからだめだとかいろいろ言っているものじゃありませんので、そういうことでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

情報がわかったのは1カ月後なんです。情報がわかっていないときに、何でそのとき疑義を申し出とかんのかと。それは時系列的に成り立たない議論であります。ただ、問題は、何度も繰り返しますが、今日この時点において、そういう不備不足が確認されたならばどうすべきかという立場を松尾議員、とってほしいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

だから、先ほどから申し上げておりますように、そうであるならば今回の認定に対して、それは僕は受け入れられないとか、ちょっと保留しますというような態度のとり方はあると思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

今、同趣旨の質問を繰り返されておりますが、同じ答弁しかございません。その時点において、場合によってはプライバシーに至る議論も出てくるときに、不確定な情報で発言できないじゃないですか。確定したから今それをやっているということです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

だから、委員会のときにそれをせんやったことを言っているんじゃないですよ。今の時点で、きょうですよ、きょう例えばこれがどうなるかわかりませんが、きょうの採決の時点でわかったなら、それを認められんとか、ちょっとまだ、もっとはっきりするまで態度を保留だと、そのことはとれるでしょう。それだけです。あとは要りません。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

この動議に対してちょっと質問をさせていただきます。

その前に、中島委員長の方から委員長の報告があり、その際には全員がこの決算においては賛成をされているわけですよ。これは間違いのないわけですよ。

しかし、先ほど谷口議員の方からこの動機の説明をされた中では、その後に県からの審査結果が出てきたということで、それに基づいて、先ほどの一般質問でも何名の方がこれについて質問されたわけです。それはわかるんですが、ただ、この検査というのは17年11月25日から26日まで行われているわけですね。こちらの方の手元に来ている分は18年11月24日となっておりますが、今いろいろ御指摘をされている部分は、全くその決算の審査をするまでに、何もそういうふうな資料等はお手元には入っても来ず、そして、その中で決算のときには全委員さんは賛成をされたのか。非常にそこのあたりが疑問になってくるんですが、わかる範囲で結構ですから、谷口議員、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

伊東議員もそこは理解いただと思いますが、すべて社会の情報なり行政情報というのが、発生と同時に情報がわかれば、これにこしたことはございません。しかし、情報というのはいろんな事件に絡んでも、時効ぎりぎりに明らかになる場合もあります。あるいは、時効後に明らかになる場合もあります。これは情報というのは、そうした性格のものということは御理解のとおりだろうと思います。

なおまた、その検査日の関係で今申されましたけど、検査対象期間は平成16年4月1日から検査基準日、つまり、平成17年10月31日現在までのものを検査された結果が、今資料にあるとおり、検査結果として18年2月6日に佐賀県の方から森林組合の方に指摘がなされたということでございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

今お答えいただきましたように、県から出ているのは2月ですね。それはわかります。

それと、あとちょっとお聞きしたいのが、全体的な一般会計の歳入歳出決算においては、もう皆さん賛成をされているわけですよね。今、この動議を出された最大の理由は森林組合のことだろうと思っております。そのためにこれを出していらっしゃるんでしょうけど、しかし、私はここまで動議を出して、また委員会に再付託というものではなくて、常任委員会ということは考えられないんですか。私はそこまでする必要があるのかなという気がいたしますけど。お願いいたします。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

お答えします。

3事業を除けば全般は可決の意思ですよ、私個人も。提出者もそういうふうに思っておられるかもわかりませんが。予算の可否というのは、全般的によければ可かということではないと思うんですね。一つでも問題点があれば、そこはやっぱりただす、そうした性格のものだろうと私は考えます。

それから、この扱いについて、3事業にかかわって疑義の精査をという点で、別途常任委員会等に付したらどうかという御発言ですが、本会議で可決したものを常任委員会でその部分のみを扱うことが可能か。そういうことは会議規則上、私はあり得ないことではないかと思います。これは当然、常任委員会ではなくて、全員協議会、あるいは勉強会でどうだった

のかという勉強をするのはいいでしょうけれども、こういう公式の決算について可否を問われたときに、そこでは結論を出しとって、あと勉強会で処理しましょうと、こういう議論は成り立たないということではないかと。私が議会に20年程度お世話になっとなって、経験上そういうふうに思います。あと、議長がそこら辺は、別に方法があるということであれば、別に方法を提案されればいいですけど、何かございますか、伊東議員。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

谷口議員のおっしゃるとおりに、非常に経験年数の長い先輩議員ですから、そのあたりは非常に御理解をしていらっしゃると思います。私も少し勉強不足のところがあったかもわかりませんが、しかし、私はどうも今一番議論されているのは、県から出された分の、先ほども御説明があった6ページの中の16年度の国土保全機能維持森林整備事業、これに対しての云々というところで、受益者負担を徴収していないというところを一番問題にされているようでございますので、私は先ほど常任委員会付託と言いましたが、別にきょうこの日に決をとるのではなくて、議会はまだ22日までありますから、その中まで審議をすることもできると私は思いますので、そういうふうな意味で質問をいたしました。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。（発言する者あり）執行部に申し上げます。私語は慎んでください。

○16番（谷口良隆君）

こういった討論に市長が口出しをこうこうして言うちゃいかんよ。市長は静かに、これは議員のやりとりをやっとるんですから。（「後で執行部に確認をしてください」と呼ぶ者あり）執行部の発言の域じゃないんです、今日の日程は。（「よかごと組み立てて言いよる」と呼ぶ者あり）

最大の問題は、受益者負担金が未徴収になっておる部分を言っとるんじゃないかということで、ちょっと誤解があつてはいけませんけど、常例検査結果を早くから見られた方もいらっしゃるかもわからんし、きょう初めて見られた方もいらっしゃると思いますが、11ページにわたって指摘をされておりますね。项目的には森田議員がつぶさに一般質問で言われておりますけど、その全体にわたって本市の補助事業の適正執行にかかわる事項について精査をしなければならないということなのであって、そのうちの 하나가、今言うその受益者負担金の云々問題ですので、そういう話ではないと思います。

それから、ここに動議を出しておるのは、会期中にやるのか、閉会後にやるのかということとはここに書いておりませんよ。だから、言っておるのは、きょうは委員長の報告と総括質疑にとどめと。討論、採決については、改めて審査後行うべきだということを言っておるんですから、全く一致しておると思います、伊東議員と。

以上です。（「執行部に説明の機会を与えてください。違うじゃないですか、前提が」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

今現在、動議に対する質疑を行っておりますので、執行部は私語を慎んでください。

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山でございます。私もきょう初めてこの動議が出されたということを知り、そして、その内容についてきょう、これを今つぶさに読んでいたところでした。

一番問題にされているのは、今説明がなされたように、6ページの「利用事業の適正化」というところであるんじゃないかというふうに思います。そこだけが今回のこの動議の内容だと受けとめるならば、ここについて私は質問をさせていただきたいと思います。

ここの一番下から2行目に、未収となっている事業未収金がここに書かれておりますが、この検査日程までに入っていないということですね。この検査日程日は平成17年11月25日及び26日ですね。これについて入っていないということですが、ここでお聞きをいたしますが、この動議を出された現時点で、この受益者の事業未収金として、現在もこのままになっているのか、または入っているのか、その辺の確認はどうなっているのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

寺山議員にお答えします。

最大の問題は受益者負担金が未徴収になっておる問題を言っておるんじゃないかと言われますが、それは伊東議員に今お答えしたとおりですので、それは御理解をいただきたいと思います。

それから、現在もなお、その受益者負担金が徴収されないままになっとなるのかどうか、それは調査されましたかと。そういうことを調査しなければならないならこそ、再審査を求めているわけですね。おっしゃるとおりです。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ということは、入っているか、いないのか、これは調べたらすぐわかることですよ。ですが、そこまでのことを調べていらっやらないのか、もしくは御存じでないのか、知っていらっやるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そこら辺が、決算審査特別委員会時点では確認できなかったからこそ、ただいま県の常例検査の公開によって明るみになった、その結果を再検査によって確認をしようということですよ。これは議会で検査しようということじゃないですよ、議会は検査権ありませんから。百条調査委員会を設置すれば別です。だから、執行部にその点を含めて常例検査で指摘しておる数々の項目について再確認をして、問題がある点は是正措置をとった上で、議会に改めて報告等の手続をとってほしいと、こういうねらいがあるということは御理解いただけると思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

これだけ大きな——これは大きなことですよね、動議を出すということは——ことをされるに当たって、やはりプライバシーの問題とかいろんな問題がある中で、こういうことを実行されているということであれば、お互いのいろんなこれからのことを考えることであれば、この辺を、何か形ばっかりとることも、時としては大事なこともわかりませんが、そういうことを調べて、現在受益者負担は入っているが問題だということであるのか、入っているかないか、そこの辺を明らかにしていただくことが私たちの判断基準となりますので、その辺も明らかにしながら、動議は出すべきじゃないかなというふうに思いましたので、質問をいたしました。もう御返答は結構です。これ以上のことは出ないと思いますから。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

少なくとも我々議会というのは、そこに臭さが残る以上は、その原因究明と確認をすべきだというチェックの機能を今確認、果たそうとしておるわけです。

それで、これだけプライバシーも絡んだ問題だということを改めてというような議論もされましたけど、そこも含めて、県の常例検査結果の公開、開示がいかがなものかというのに8月からこれだけの期間がかかったんですよ。その上で、公開可とされたからこそ、我々も公開をしておるんです。情報公開の性質というのは、そういうものだろうと思いますよ。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

ちょっとお尋ねをいたします。

本日動議が提出されましたが、これは18年11月24日に開示されたということでこの動議がなされ、そして、私たちもこの文書、先ほど両議員からありましたように文書をいただいて見ております。

今の寺山議員の谷口議員に対する質問の中に、6ページの「利用事業の適正化」について、それだけのことではないというふうなことをおっしゃいましたので、お尋ねをいたしますけれども、もともとこの情報開示になった理由というのは、18年8月28日付で森田議員が情報開示を求められて、県の方にこれを提出されたわけですね。それで、そのときに、決算委員会ではこういう質問がされなかったというのは、森田議員は決算委員ではなかったということです。ということであれば、この情報開示を求められた主な内容的なものは、谷口議員も御存じだと思いますので、どういうことで情報開示を求められたのか、わかれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

情報開示の請求をした内容が、どういう内容を開示されたのかという御質問のようですが、開示請求されたのは、今御指摘のように森田峰敏議員でもあります。一県民としてされたわけなんですけど、全面、要するに検査結果の指摘事項全般にわたっての開示請求をされたものというふうに私は理解しております。だから、この11ページにわたって全部が出ているんじゃないかと思っております。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

じゃあ、この開示請求を森田峰敏議員がされたということであれば、その内容的なものも御存じであれば、決算委員会のときにある程度のことは質問としてできたんじゃないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

開示請求された事項がわかっとなら、その時点で決算委員会で質疑ができたんじゃないかということなんですけど、その内容は指摘事項全部にわたって全面開示を求められたわけですね、疑義があられたから。ということであって、私が個別に受益者負担金をひょっとしたら請求していないんじゃないかとか、本事業で、この3事業で補助をしておる人件費までめぐって、人件費がどうなっておるんじゃないかとか、そういうことの内容は私はわかりませ

ん。開示されたからわかったわけです。その開示内容を見せていただいて、検討の上で今日そういう議論になっておるということでございます。

○議長（小池幸照君）

6 番山口瑞枝君。

○6 番（山口瑞枝君）

それでは、森田議員にお伺いをさせていただきますが、開示請求をされた理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

提出者、9 番森田峰敏君。

○9 番（森田峰敏君）

さっきから何回も私の名前が出ておりますけど、開示請求をした理由というのは、谷口議員から何回も説明があったと思いますけど、2 回とダブらんように質問してください。

私から言えば、こういう森林組合については2 年前の6 月ぐらいからこの議会で取り上げられとつとですよ。そして、そのうわさをやっぱりいろいろ聞くわけですたい。そして、全面開示をせろということで県に私が行って、そしてお願いをして、最初は全部黒塗りでした。こいじゃわからんて、私が知ろうと思っておるのはこれじゃわからんから、この黒塗りは外せということでまた申請をして、そして、今度は審査会にかかわるということで審査会、審査会でも1 回目は出んやったです。そして、なぜ出んのかというたら、個人の名前がわかるから、そういうところはいかんからと言うから、そんなら消していいということで消したのが、現在出ているその検査書です。それによって森林組合に今までいろんな疑惑はあった、疑問点に思っていた、そういう問題について明らかになったというだけです。

それで、12 月議会の一般質問で私が取り上げ、そして、いろいろ全部言わんと、鹿島市は行政監督責任はないと、そういう答弁を谷口議員にはしとったから、どうせ私が一つ一つ聞いたって、そういうことしか答弁が返ってこないと。これはどうせ質問したって同じじゃということで、私、全部読んだんですよ。それを時間が、新幹線問題のあれに大分とられたから、それは言わんと言うたけど、それに時間をとられて、私は新幹線上下分離問題とかはですね……（「質問にだけ答えればよかとやっけんが」と呼ぶ者あり）質問に答えよっと、黙っとれ。

そういうことで、森林組合のことについてはあんまり言われんやったわけですよ。それで、途中でやめとるから、きょう、私も動議を出して、後で調べようと思っとる、議会の人としてね。

きょうも朝、K B C テレビで、夕張市関係のことを大分しゃべりよった。議会はね、議員はチェック機能で。チェックをせにゃいかんですよ。そして、チェックをせんのは後で言われます、議員の我々が。それで、チェック機能をするために、これは議員が徹底的に、やっ

ぱり納得するまで調査をするべきだということで動議を出して、今皆さんの賛同を得ようと思ってしとるわけです。しかし、これも多分だめやろうと思う。

○議長（小池幸照君）

6 番山口瑞枝君。

○6 番（山口瑞枝君）

私は動議の理由を聞いておりません。情報開示をされた理由、二、三年前からいろいろわさがあった云々とおっしゃいましたけれども……（「情報開示は言うたやっかい」と呼ぶ者あり）いや、私は今その質問、情報開示をされた理由を聞いておりますので、明確にお答えいただきたいと思います。（「理由は明確に言うたい。何回でん、行ったり来たりさすんな」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

いじわる質問は避けてほしいと思いますよ。（「いじわる質問じゃありません」と呼ぶ者あり）情報開示をされた理由はなぜかと。情報の中身を知る必要があったから情報開示請求をするでしょう。（「その内容」と呼ぶ者あり）内容は全面開示を求められておるわけですよ。だから、開示請求行為そのものを我々が問うべきじゃありませんよ。それは県民の権利でしょう、県に対しては。市の情報に対しては市民の権利ですよ。それをなぜ、どのような内容をというのは問うべきことじゃありません。私はそう思います。

○議長（小池幸照君）

6 番山口瑞枝君。

○6 番（山口瑞枝君）

私は森田議員に答弁をしてほしかったと思いますけれども、動議が出ているもともとの理由はそこにあると思うんですよね。ですから、情報開示を求められた内容的なものをお聞かせいただければということでございましたので、質問をいたしました。

8月にされたときのその内容を教えていただくことができれば教えていただきたいなと思ってしました。それで動議が出ているわけでしょう。（「さっき言うたやっか」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

やりとりはしないようにお願いします。

○6 番（山口瑞枝君）続

質問しています。情報開示をされて、そういうことが出てきたからということでありますけれども、それに対して、決算委員会に対しての動議が出ているので、もともとはそこから始まったと思いましたので、8月に情報開示を求められた内容をお話しできればというこ

とで質問をいたしております。

○議長（小池幸照君）

9 番森田峰敏君。

○9 番（森田峰敏君）

何遍も聞かんでください。あのね……（「理由です」と呼ぶ者あり）私は理由は言うたろうが。何でかて言うたらね、2 年前ぐらいの 6 月議会で、この議会で取り上げられたよ。その後、いろいろ当該職員の問題とか、ああいうことでいろいろ情報が私の耳にも入ってきた。そして、これじゃいかんということで県に開示請求をしたて言うたやなかね。それが理由さ。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

私は今回提案されました動議に対して、反対の立場で討論をいたします。

先ほどからの質疑を聞いておりまして、今回のこの動議の決算委員会に再付託をというような形での動議が出されておりますけれども、森林組合の監督権限というのは、御存じのように佐賀県であります。その中で、6 ページにございましたように、国土保全機能維持森林整備事業に関して、これは鹿島市の補助金ですので、この項目に関しては当然鹿島市としても調べる権利といいますか、議員としてチェックしなきゃいけない、そのことはわかるわけですが、議事の運営のやり方として、9 月議会で 17 年度決算の総括質疑がございました。10 月の 24、25 日の 2 日間、委員会が開催をされ、全会一致で委員会では採択をされております。

この委員会の中では、委員会と本会議の関係でいくと一事不再議という原則は成り立たないそうでございますけれども、これまでの議事運営のやり方の中で、決算認定をするまでには準備の期間というものが与えられております。この県の常例検査の結果については、平成 18 年 2 月 6 日付で県から森林組合に対して出されております。その中で、開示請求をされたのが 8 月 28 日ということで、この期間、それと、開示請求されましたけれども、黒塗りがあったということで時間がかかったという、そのことは十分に理解はできるわけですが、ぎりぎりの日程が決められた中で粛々と議論を深めてきて、今回に至っております。

そういうことで、私は先ほど伊東議員から提案されましたけれども、常任委員会の中でこの補助金の問題に関しては十分に執行部に対して質疑ができるんじゃないかというふうに判断をいたしておりますので、再付託というやり方ではなくて、常任委員会で審議をして、最終日に——きょうの決議をです、きょう議決をするのではなくて、それを延ばすことによ

って議論を深めるという、その附帯条件をつける中で、この動議には反対をしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後0時2分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きますが、午前中はこれにて休憩といたします。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

委員会再付託の動議につきまして討論を求めます。討論ございませんか。8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

私は、ただいまの動議に対して、反対の立場から討論をしたいと思います。

まず、私はその前に、一議員として、また一森林組合員として討論をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

提出者が指摘している補助事業は、平成16年度における受益者負担金で、森林組合に問い合わせたところ、既に解決済みと聞いております。また、県の県生産振興部よりことし2月、改善を求められたことは、10月26日、毎日新聞紙上でも森林組合長は指摘を受けた点は既に改善しており問題はないと話しておられますので、私はこの新聞紙上、また高田組合長の談話で既に問題はないと思っておりますので、反対の討論とします。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。委員会に再付託の動議、議案第59号 平成17年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定についてに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立少数であります。よって、本動議は否決されました。

それでは、議案第59号から議案第64号までの一括した討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

議案第59号 平成17年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定についての討論に参加したいと思いますが、私は、まず反対の態度を表明します。

平成17年度は、進められてきた市町村合併が崩れ、多くの市民がこれからの鹿島市がどのようなようになっていくという不安の中で進んできたと思います。合併しなければ上から金が来ないということが多くの市民に広がり、市民に対して大きな不安を与えることになりました。

しかし、その後、合併した周辺の市、町を見てみますと、確かに見た目は設備など進んでいるところも出ていますが、内情は大変な事態を生み出しているようです。合併すれば上から金が来るというのも貸付金。そのことにより、むだな借入れをするという事態もあり、交付税についても鹿島市と同じように大幅に削減されているという状況を知るとき、鹿島市は合併せずによかったんだなと私は思っています。

もう一つの大きな問題は、長崎本線存続です。

県と期成会の協議が進められ、結論が出されたと市民はほっとする間もなく、県のより強引な話し合いの再開という事態になりました。市当局はもちろん議会や市民も、まさにむだな金と時間を使うということになったのは許せないことです。そして、さらにいまだにそれが続いている状況です。

さて、平成17年度は一般会計203,094千円の黒字決算となりました。決算報告によれば、厳しい財政状況の中、収支バランスをとりながら市民生活に直結する福祉、教育、産業振興、土地基盤整備が行われているとの報告がされております。

そのような中で、平成17年度において365,624千円が積み立てられております。平成17年度末の積立金3,123,358千円となっております。17年度において1,289,550千円の借金返済がなされ、新たな借入金が546,700千円となっております。借金の総額が9,890,966千円で17年度末の借金の総額は、市民1人当たり、赤ちゃんからお年寄りまで299,726円。4人家族だとすれば約1,200千円の負債を背負っている計算になります。これは一般会計ですから、特別会計まで入れると1人頭637千円ですかね。ということで、4人家族で2,548千円の借金を背負うということになります。

さて、このような市の財政状況の中、市民にとって17年度は大増税の出発の年となりました。定率減税が半分になる。所得税、住民税、そして毎年の年金の掛金は自然的に上げられていく。高齢者住民税の非課税限度額の廃止、このことは、その後の介護保険税などにも大きく影響するものとなりました。さらに、平成17年度は国民健康保険税の値上げも行われました。県も全体で当初105項目の補助金カットを取り組みました。

平成17年度における市民の生活は、私が予算審議の中で指摘をし、心配した以上に大変な

事態が生まれました。農業、漁業のますますの落ち込みは、商店街にも大きな影響を及ぼすものとなりました。さらには、リストラや業務の縮小などの影響も同じことが言えると思います。市民は、サラ金、ギャンブルに頼る人が多くなり、家庭不和や家庭破壊などあってはならない事態にまで進むということも珍しくなくなりました。敬老祝い金や福祉タクシーなど、サービス後退など許されるものではありません。障害者や高齢者の人たちからは、おむつの支給が後退したことにより出費が大幅にふえたとの声も大きく聞かれるようになりました。仕事がない、子供が高校に行けなくなった。母子家庭では、小さな子供を置いて朝、昼、晩と働く家庭などが、挙げれば切りがありません。もちろん仕事がない、働く時間が短いなどにより経済的に行き詰まり、どうにもできずにサラ金に駆け込み、そして行き詰ってしまうという事態。サラ金相談で私の事務所に相談に来られた件数を見ただけでも、その異常さがわかります。

今日、増税など国の制度改悪により、一自治体では切り抜けられないような事態ももちろんありますが、このようなときだからこそ、市がどの部分で市民の立場に立つかということです。福祉問題など、私はいろいろと提案をしてきましたが、いつも回答は、市民のために何をしなくてはいけないかという前に、財政が、国が、県がという答弁しか返ってきません。医療費問題を初め、国から出される金が削られると、いや応なしにその矛先は市民に向けられ、市民が負担をしなくてはいけないという状況になってしまいました。そして、これが金があろうがなかろうが、わずかな年金や高齢者にまでそれが及び、鹿島においても貧富の格差はますます広がってきました。

このような状況と審議の中で、私は国、県の出先機関を初めNTTやJRにかかる固定資産税や市有地の使用料などについての質問をしました。どれもが上から決められた形での徴収。それも市民に対しては増税が続く中で、以前と全く変わらないという事態です。例えば、JRの固定資産税に至っては特例が設けられている課税標準の2分の1という状況。さらに、継承特例、これは課税標準額を5分の3にするということだそうです。そういう特例が設けられているわけです。固定資産税を安くしてもらいたいという市民の声は大きいものがあります。私が実施したアンケートの調査でも、固定資産税の引き下げの要求は26.5%で全項目の5番目になっています。JRは一企業であり、もうかっているんです。今の経済状況ですからこそ、市民だけに負担を押しつけるのではなく、このようなところからこそ十分取るべき手だてをすべきだと私は思います。国の決まりといえども、余りにも不公平ではないでしょうか。

さらに、不公平といえば、私がいつも指摘をしてきました同和予算です。私は、同和事業については国と同じに終止符を打つべきで、人権問題など取り組まなくてはいけない必要部分があれば一般行政に移すことをと言い続けていますが、いまだにそのままの状況です。ここの政府交渉の席で国の担当課は、佐賀県の同和行政の実態を聞いて、同和行政について

まだそのようなことをやっているところがあるのですかと、あきれていらっしやいました。

さて、特に団体に対する補助金の支出です。部落解放同盟に対して1,753,844円、全日本同和会に対して3,114,550円。合計4,869千円です。ちなみに、身体障害者団体など福祉団体に対する補助金の総合計が974千円ですから、組織人員から見ただけでも、いかに問題であるかがわかるのではないのでしょうか。さらに、団体補助が出されている上に、いろんな同和団体の全国大会や県の大会を初め、もろもろの研修会への予算は別枠です。今、市民の暮らしに関する予算は、すべてとっていいほど大幅に削られている中で、同和予算に限っては引き続き指摘にもかかわらず、何の手もつけられないという状況。これこそ差別ではないのでしょうか。

さて、平成17年度当初編成時から、交付税が大幅に減らされるなど財政が厳しい厳しいということで切り詰めた予算づくりがされました。そして、さらには年度途中でも見直しがされ、結果的には203,092千円の黒字となりました。そして、冒頭にも申しましたように、積立金をこしの分だけでも365,624千円なされておりますが、私は、今日のような財政状況ですから、十分に予算を消化する。さらに、積立金にしても一部の積み立ては必要な分もあると思いますが、見直しをして市民の暮らしに精いっぱい使っていくべきだったと思います。

努力の結果、これだけの黒字を出し、積み立てができたとお思いかも知れませんが、これはまさに市民の犠牲の上に立ってのことだと私は理解します。国、県の悪政の押しつけの中といえども、大変な財政状況の中でも、ここまで市が努力してくれたと市民が実感できる鹿島市政になってないことが非常に残念です。

平成17年度決算の中で、3歳の歯科医療を無料にしたことに対しては評価をしたいと思います。さらに、長崎本線存続の取り組みについては、県その他からのいろんな大きな圧力の中でも、市民の先頭に立って存続のため取り組まれていることも評価をしたいと思いますが、私は平成17年度の一般会計歳入歳出決算認定については反対をします。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第59号 平成17年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第59号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第60号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第60号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第61号 平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第61号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第62号 平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第62号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第63号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第64号 平成17年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第64号は提案のとおり認定されました。

しばらくお待ちください。

お諮りいたします。議案第69号から議案第85号までの17議案は、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第69号から議案第85号までの17議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第69号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．議案第69号 鹿島市高齢者等肉牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

議案第69号 鹿島市高齢者等肉牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書につきましては、1 ページ、2 ページ、説明資料では1 ページの新旧対照表でございます。

この議案は、佐賀県の家畜導入基金事業の実施要領の改正に伴うものであります。

改正内容は、題名を鹿島市肉用牛特別導入事業基金条例に改めて、第1条の基金設置について、昭和52年度から継続事業で肉牛資源の確保と高齢者福祉の増進を目的に、満60歳以上の高齢者を対象に繁殖雌牛の貸し付けを行ってきたものを、新たに新規参入者を対象者として追加し、肉用牛経営の基盤強化と肉用牛の資源確保を図るため行う基金事業として条文の整理が必要であるため、この改正案を提出するものであります。

以上で説明を終わりますが、審議のほどをよろしく願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ちょっと私が不十分な理解をしていると思いますが、新たに基金条例をつくるということですかね。その辺、ちょっとお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

昭和52年度から基金事業として事業の取り組みをいたしておりましたので、継続事業でございます。対象者の追加ということで、内容の変更をさせていただきたいということでございます。

以上です。（「追加する対象者がどうなるのか、具体的に」と呼ぶ者あり）

はい。追加する対象者として新規参入者ということでございますが、これまでは満60歳以

上の高齢者を対象に基金貸し付けの基金事業を行ってまいりましたけれども、今回、この満60歳以上の高齢者に加えまして新規参入者ということで、新規参入者とは新たに肉用牛の飼養を開始する者及び肉用牛の飼養を始めて5年未満の者、飼養開始から5年間は継続して導入できる者とするとなっております、年齢要件がございません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

この説明書を見よったら新旧とありますから、以前からあったんだなという気がしますがね、ちょっと私の基金の現況の状況のところ、たまたま今回、決算の中で基金のところを私も調べておりましたら、この中に基金名で、この肉用牛特別基金云々というのは載ってないんですが、これはどういうことですかね。私、今、平成17年度のたまたま決算資料をここに握っていますから、これでお尋ねしているんですがね。私の、これはどういうことですか。

○議長（小池幸照君）

答弁求めます。平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

平成17年度鹿島市歳入歳出決算書の207ページをお開きいただきたいと思いますけれども、中段に平成17年度高齢者等肉牛特別導入事業基金運用状況報告書ということで掲載をいたしております。この分でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、決算成果説明書の8ページに基金の状況が載っていますが、これとは全く別に考えんといかんわけですかね。ごめんなさい、私の勉強不足でですね。その分には、基金として肉牛関係はないんですね。これは、そういうのがほかにもあるんですか、基金で。

○議長（小池幸照君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それでは、今、松尾議員の御質問に関連をいたしまして説明をいたします。

まず、成果資料の8ページでございますが、ここに現在高等を載せておりますのは、いわゆる積立基金と言われる基金でございます。積立基金は一般会計などの予算を通して運用を行う基金でございます。

それと比べまして、先ほど議案でありました高齢者肉牛の関係は運用基金といいまして、基金の一定を予算を通さずに独立して運用をすることができる基金でございますので、この8ページには載ってこないということになります。

運用状況は、決算書の中に基金運用状況報告書ということで高齢者肉牛の場合は207ページにございますが、207ページでその年度の中における増減及び基金の運用状況を決算書で報告すると、そういう仕組みになっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりました。私の勉強不足で申しわけありませんが、じゃあちょっとお尋ねしますが、今回新たにこういう仕事をしようとする方たちに貸し付けをするというようなことだと思いますが、今の状況の中で、やっぱりそういう見込みがあるんですか。新たに肉牛を買ってというふうな、そういう取り組みをしようという動きがあるんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

鹿島市内で現在、繁殖の牛の黒毛和牛を飼養されている方が市内で24戸いらっしゃると思うんですけども、そのうちに結局、若い方ですね。これまでは満60歳以上ということで高齢者ということだったんですけども、若い方もいらっしゃいます。60歳未満の方も当然、40歳代ですか、いらっしゃいますので、こういう方たちにつきましては、多頭飼育ということとかなり多く飼っていらっしゃいますけれども、基金の運用を許せばこういった若い方にも貸し出しができるという拡充拡大ができたということになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

最後にしますが、この条例が制定されることで新たにどれくらいの予算プラスになっていくのかですね。基金が、来年度の見込みでも結構ですがね。ことし条例を制定したということで、すぐ予算をふやされるのかどうかはわかりませんが、そういう見込みがあるのかどうかですね。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

207ページの報告書でまいりますと、決算年度末現在高というのが3,339,635円となっております。これが、現金が現在あるということでございますので、これによって1頭当たり上限が700千円という基準がございますけれども、そういったこの限度内の中で運用、市の方で購入をいたしまして貸し付けをできるということになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

済みません。最後と申しましたが、もう1点だけお聞かせください。

ごめんなさい、もう決算が済んだ時点ですが、参考ですがね、ここに貸し付けの現在高というのがありますが、今の状況の中で返済というのがスムーズにいつているのかどうか。先ほどの問題の関連じゃないですが、その辺はどうなんでしょう。返済の状況を教えてください。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

貸し付けの期間が5年となっております、5年を満了すれば、その分の購入高でお返しいただくということになっております。現在、それはもう契約どおりにっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第69号 鹿島市高齢者等肉牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第69号は提案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第70号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 3．議案第70号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

議案第70号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書のページで 3 ページ、それから議案説明資料の 2 ページをお開きください。

議案書 3 ページの方に掲げておりますが、提案の理由といたしましては、健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、今回、関係条例の条文の整理を行う必要がございますので、この案を提出するものであります。

議案書の 4 ページをお開きください。

議案書の 4 ページと議案説明資料の 2 ページ、あわせて御説明をさせていただきたいと思いますが、この今回の改正につきましては文言の改正でございます。

議案説明資料の 2 ページの旧の方に書いてありますが、今まで「特定療養費」と言っていたものを、文言の変更でございますが、「保険外併用療養費」ということで文言の変更になっております。実際の中身については、変更があっておりません。ここの文言の変更によりまして、議案書の方に掲げておりますが、4 ページの中に第 1 条ということで、鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例、ここの第 2 条第 4 号の「特定療養費」を「保険外併用療養費」と変更いたすもの。

それから、第 2 条の関係でございますが、鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例、これの第 2 条の第 8 号中に同様の変更をいたすものでございます。

それから、同じく第 3 条に掲げておりますが、鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例、この中の第 2 条第 6 号、第 7 号、同じく「特定療養費」の部分で「保険外併用療養費」と変更を行うものでございます。この条例は、公布の日から施行するということで考えております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第70号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第70号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第71号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4 議案第71号 鹿島市消防団設置条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第71号 鹿島市消防団設置条例等の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書につきましては、5ページ、6ページ、議案説明資料におきましては3ページになります。

今回のこの議案につきましては、鹿島市消防団設置条例、鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例及び鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の3本の条例の条文中に消防組織法の規定を引用している条文がありまして、この消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に施行されましたことに伴います、今回この三つの条例の一部を改正するものでございます。

改正する内容でございますが、消防組織法の改正。

この改正の内容でございますが、災害の多様化等に対応するため、消防の体制の整備のための市町村の消防の広域化の推進のための法の改正がありまして、また、これにあわせて条の枝の番号の整理がなされたために、今回、鹿島市の三つの条例につきましても、この法の改正に合わせて条例の整備をいたすものでございます。

まず、第1条の鹿島市消防団設置条例の一部改正でございますが、条例の第1条の規定中、「第15条第1項」を「第18条第1項」に改めるものでございます。条文は変わらずに、消防団の設置名称及び区域は条例で定めるという規定になるものでございます。

第2条の鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正でございますが、第1条中の「第15条の2及び第15条の6」の規定を「第19条及び第23条」に改めるものでございまして、第19条が消防団員に関する規定となっておりまして、条文につきましては消防団に消防団員を、第2項につきましては、消防団員の定員は条例で定めるという条文になる

ものでございます。第23条は、消防団員の任免等に関する規定となっております。

第3条の鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部改正でございますが、条例の第1条中の規定中、「第15条の8」を「第25条」に改めるものでございます。

内容につきましては、非常勤消防団員に対する退職報償金に関する規定となっております。

以上、御説明をいたしました。三つの条例とも改正後の条例の解釈は改正前と全く変わりございません。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第71号 鹿島市消防団設置条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第71号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第72号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5. 議案第72号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それでは、議案第72号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

お手元の補正予算書をごらんください。

今回の補正は、事業確定に伴う予算の増減を中心に計上をいたしております。

1 ページ目をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に59,226千円を追加し、補正後の総額を11,374,950千円とするものでございます。予算の総額は、平成17年度同時期と比べましてマイナス0.8%、ほぼ同額の予算規模となっております。

2 ページ目をお開きください。

2 ページから 6 ページまでは、今回の補正の議決科目の区分及び集計表でございます。

7 ページをお開きください。

7 ページは、地方債の補正内容でございます。新たに市民会館整備事業に1,800千円の起債が認められましたので、計上いたしております。

また、変更といたしましては、住民税等減税補てん債、臨時財政対策債の起債額が確定いたしましたので、計上いたしております。

それでは、今回の補正の主な内容につきまして、補正予算説明書に基づき御説明をいたします。

8 ページをお開きください。

8 ページと 9 ページは、補正予算の事項別明細書の集計表でございます。

10ページをお開きください。

10ページより内容の説明をいたします。

まず、歳入でございます。

1 款．市税。個人市民税を22,000千円減額いたしております。決算見込みによる減額でございます。

11ページをお開きください。

同じく市税として固定資産税を決算見込みにより49,000千円増額いたしております。

12ページをごらんください。

8 款．地方特例交付金につきましても、決算見込みにより28,534千円の増額で計上いたしております。

13ページをお開きください。

13ページ、14ページ、15ページにつきましては、事業決定及び決算見込みによる増減でございます。補正の内容は、それぞれの説明欄をごらんください。

16ページも同様でございます。

17ページをお開きください。

17ページの14款．県支出金、3 項．委託金、1 目．総務費委託金でございます。佐賀県条例制定請求署名簿審査事務委託金として1,560千円を新たに計上いたしております。

この内容につきましては、玄海原子力発電所のプルサーマル計画に伴う市民団体の提出した名簿を市町村が審査する必要がありますので、その経費として1,560千円、佐賀県の委託事業により計上をいたしております。

18ページをごらんください。

16款の寄附金でございます。このたび青年教育振興費寄附金として、嬉野市塩田町の林田食品産業株式会社様より1,000千円の寄附をいただきました。御寄附の趣旨に従って有効に活用させていただくことといたします。後ほど、歳出は歳出の項目で説明をいたします。

19ページをお開きください。

19ページと20ページにつきましても、事業決定及び決算見込みによる増減でございます。補正の内容は、説明欄をごらんください。

21ページをお開きください。

21ページは、先ほどもありました20款。市債の補正でございます。総額ですが、マイナス6,500千円となっております。

22ページをごらんください。

22ページより歳出の説明でございます。

まず、2款。総務費、1項。総務管理費では、13節。委託料で訴訟代理委託料として1,076千円を計上いたしております。本市がかかわっております案件の弁護士委託料等の費用でございます。

22ページから24ページまでは、事業決定及び決算見込みによる増減でございます。

25ページをお開きください。

25ページの2款。総務費、4項。選挙費、8目。直接請求署名簿審査費は、先ほど歳入の欄で御説明いたしました玄海原発プルサーマル計画にかかわる署名簿の審査費用として総額1,570千円を計上いたしております。

26ページをお開きください。

同じく選挙費として、9目。鹿島市土地改良区総代選挙費として新たに985千円を計上いたしております。市内に6地区あります土地改良区の合併に伴う総代選挙にかかわる経費でございます。

27ページをお開きください。

27ページ、3款。民生費、1項。社会福祉費、1目。社会福祉総務費では、28節の繰出金の欄をごらんください。国民健康保険財政支援対策繰出金として総額25,271千円を増額補正しております。

内容につきましては、普通交付税に算入しております財政安定化支援の金額が確定をいたしましたので、増額補正をしております。

3目。障害者支援費の欄をごらんください。19節。負担金補助及び交付金でございます。知的障害者更生施設及び授産施設利用補助金ということで1,500千円を補正しております。障害者自立支援法による利用者負担増の軽減を図るための補助でございます。佐賀県と2分の1ずつの財源となっております。

28ページは、事業決定及び決算見込みによる増減でございます。補正の内容は、説明欄をごらんください。

29ページをお開きください。

3 款．民生費、1 目．児童福祉総務費でございます。15節の工事請負費及び18節の備品購入費、合計で1,450千円を計上いたしております。中身につきましては、平成19年度より市内全校区で放課後児童クラブを実施いたします。その準備経費として4校分、北鹿島、古枝、能古見、浜、それぞれの小学校の放課後児童クラブの準備経費として総額1,450千円を計上いたしております。

30ページをお開きください。

4 款．衛生費、1 項．保健衛生費、3 目．老人保健費でございます。19節．負担金補助及び交付金として佐賀県後期高齢者医療広域連合負担金として1,771千円を補正しております。平成20年度を目標に新たに創設される医療制度の準備負担金として1,771千円を負担金として計上いたしております。

ページ飛びまして、32ページをお開きください。

6 款．農林水産業費、1 項．農業費、2 段目の4 目．農業振興費をごらんください。23節．償還金利子及び割引料として1,302千円を計上いたしております。この中身につきましては、財政基盤強化計画に基づき、農村婦人の家の用途廃止をいたしましたので、補助金の返還の必要がありましたので、総額1,302千円を補正いたしております。

33ページをお開きください。

7 款．商工費、1 項．商工費、2 目．商工業振興費で13節．委託料、中心市街地活性化基本計画策定委託料として1,000千円を計上いたしております。この事業は、平成18年と19年の2カ年にわたり実施するものでございまして、新たな中心市街地活性化計画を策定し、平成19年度の早い時期に国への申請を目指すものでございます。

34ページをお開きください。

34ページ、8 款．土木費は市道整備に係る事業費の組み替え等でございます。

35ページをお開きください。

35ページ、9 款．消防費、1 項．消防費、4 目．災害対策費の中で負担金補助及び交付金でございますが、佐賀県防災行政通信ネットワーク整備事業負担金として2,990千円を新たに計上いたしております。

36ページは10款．教育費でございますが、事業費確定による増減等でございます。

37ページをお開きください。

37ページ、10款．教育費、3 項．中学校費、2 目．教育振興費の19節．負担金補助及び交付金でございますが、西部中学校陸上部女子駅伝チームが九州大会及び全国大会へ出場いたしますので、遠征費用として総額550千円を補助するものでございます。

38ページをごらんください。

同じく教育費で4項、社会教育費、1目、社会教育総務費でございますが、先ほど歳入の欄でございましたように、嬉野市塩田町、林田食品産業株式会社様より1,000千円の寄附をいただいておりますので、御寄附の趣旨に従って青年教育振興交付金として田澤記念館へ1,000千円を交付するものでございます。

40ページをお開きください。

40ページは予備費でございます。予備費を1,591千円減額し、歳入歳出の財源調整を行っております。

41ページをお開きください。

41ページと42ページは給与費明細書でございます。補正の中に報酬と職員手当の補正がございますので、給与費明細書を修正しております。

43ページをお開きください。

43ページは、地方債の現在高調書でございます。

一番下の欄の合計の欄ですが、左の方から平成16年度、平成17年度末現在の決算高を表示いたしております。また、一番右の欄ですが、平成18年度末現在高の見込みを表示いたしております。

以上で平成18年度一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番の橋爪です。2点ほどお伺いをしたいと思います。要望を兼ねましてお伺いをいたします。

35ページ、消防費の中に災害対策費ということが載っておりまして、1,845千円。その内訳が、災害時の時間外手当増額と。こういうことが載っておりますが、本当に、これは御苦労までございました。こういうふうに、災害時にこういうふうに出動をされた場合には、特に台風等では、けが等がある場合もあるわけですね。そういう場合の対応はどのようにされておられるのかをお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

お答えをいたします。

今回、台風10号関係、そして台風13号関係で職員の手当を補正させていただいておるところでございます。災害時、救助等の要請があった場合ということでお答えをしたいと思います。

すけど、まず、要請があった場合には、常備消防の方をお願いをするということでシステムづくりをいたしたところでございます。

理由と申しますのは、常日ごろより常備消防の方につきましては、いろんな装備を持っておられるということ。また、訓練もされておられるということで常備消防の方をお願いをしたいというふうにレールづくりをいたしました。

その後に、常備消防が勤務の体制等に対応できない場合は、警察署の地域課の方をお願いをしたいということで話し合いを持っております。

その後、地域課も出動、出にくいという、これは台風の場合なんか特にいろんな要件がございますので、話し合いを持ったわけですけど、どうしても常備消防、そして警察の方で対応できない場合は消防団の方をお願いはしたいということで、この前の災害の後に話し合いを持ったところでございます。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

どうもありがとうございました。それでは、今、災害ということでここに説明いただいたわけですが、台風13号が載っております。関連をいたしまして、ちょっと一、二点、お伺いをしたいと思います。このことについては、市長の演告でも農作物の被害が850,000千円ということで説明がありましたし、また、伊東議員の質問のときにも、課長の方からは被害金額が水稻では350,000千円と。それから、果樹では310,000千円、それからハウス等では2億円と、そのほか野菜、合計しまして850,000千円の被害があったと。こういう報告がなされたわけですが、例えば、野菜とか果樹の価格が暴落したときには安定対策資金というのがあるわけございまして、災害のときには共済というのがあるわけです。特に水稻、今回の台風の場合は11月10日では激甚災害の指定も受けられましてずっと来ておるわけですが、特に水稻の場合は大体鹿島では940ヘクタールぐらいあると、こういうふうに聞いております。

それで、水稻共済金は反当1,980円ですか、これを掛けますと掛金が大体、国が2分の1、個人が2分の1ということで、個人を合計しますと、やっぱり186,000千円ぐらいですね。水稻共済金は掛けられていると、こう思うわけですが、今回は、また幸いに品質、水稻共済プラスの損害評価特例措置を適用されまして、この普通の共済金プラスの特例、これが合わせて来ると。こういうことを聞いておりますが、鹿島市ではこの水稻共済金をどれくらい来るのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

今回、被災農家に対して水稻共済金として支払いが予定をされておりますのが、約367,000千円となっております。それで通常分が、いわゆる3割を超える減収分が約278,000千円。それから、それに今回、特例措置として約89,000千円ということになっています。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

それでは、これ、合計しますと360,000千円ばかり来ると。こういうことになるわけですね。

そうということで、水稻、麦は今ないわけですがね、水稻、麦については強制的に加入すると。大体こういうことになっておるようですが、あと大豆もことし被害をかなり受けておりまして、それから特に果樹関係ではミカンが集荷量あたりも現在、極わせでは53%ぐらいの集荷率ですけれども、わせではもう前年比35%ぐらいと。非常に少ないということを聞いておりますが、そういうふうな大豆、あるいはミカン、こういうものの加入率、これはもう任意加入だそうですが、加入率はどれくらいになっているのかですね。それからまた共済金がわかっておれば、どれくらい、ことし出るのかお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

大豆と、それからミカンの共済金ということですが、大豆については転作大豆ということで100%の加入を申し合わせで行っておりますので、100%加入ということになります。大豆の方は、今もう約99%収穫が終わっておるんですけれども、共済金については、まだ算定調査中ということでわかりません。

それから、ミカンについては、ミカンの栽培農家数というのは約640戸ということになっておりますけれども、そのうち共済に加入なさっているのは25戸ということになっております。その共済金については、わかりません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

大豆については、もう100%ということで、これは、そのうちに共済金が来るだろうと思いますが、ただ、ミカンについては640戸のうちにわずか25戸ということですね。これは、掛金も幾らか納めにやいかんわけで、果樹の場合も、多分ミカンの場合も半分は国、半分が

個人ということになっていると思いますが、非常に少ないわけです。

この災害というのは、やっぱり平成3年来て、今度15年ぶりにひどかったわけですね。台風は毎年来ていますが、やっぱり15年ぶりにひどかったということで、ことしは非常に被害が多いわけですが、今後、やはりこのミカン等も共済をしていかにやいかんと思いますが、その辺、市としても推進あたりは今後考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

果樹、ミカンにつきましては、先ほど申し上げましたように、加入率が低うございます。果樹については、現在、経営安定のための対策としては果樹共済と、それから平成13年度から果樹については需給の調整をするということで、量じゃなくて価格が落ち込んだときにお互いに補てんをし合うというのがありましたけれども、それがもう平成18年度でこれが終了をすることになります。ですから、平成19年度からは、もう果樹共済だけということとなると思いますので、掛金についても50%の国庫からの支出がなされるということでの政策の保険でございますから、これについての加入の推進は大事だなということに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

それで、もう最後にしたいと思いますが、次に、これは要望を兼ねましてお伺いをしたいと思いますが、12月1日、最初の日やったと思います。ここの机の上に要望書というのが袋の中に入っておったわけですね。これ、平成18年度台風災害対策に関する要請書、これはみどり農協からの要請書が机の上の載っておったわけですが、農作物の災害の支援については、明日かまた提案をされるということを聞いておりますので、ぜひ、その前に私はお伺いをしたいということで、きょう、ここに今おるわけでございますが、この要請書を見ますと、まず1点目が激甚災害指定。これはもう既に済んでおります。

それから、2番目が農業共済対策の今申し上げました特例措置。これの適用をお願いしたい。こういうものも既に済んでおるわけで、それから三つ目、四つ、七つあるわけですが、三つ目は後で申し上げますが、四つ目が水稻、大豆種子の確保対策と。それから、五つ目が果樹対策。あるいは六つ目、野菜対策。七つ目が畜産対策と。こういうことで要望があつておるわけで、県も、この前新聞を見ておりますと、11月22日に総額6,660,000千円、これは全部の災害ですが、その中で特に農作物に対しては、例えば一つの例でいえば、水稻と大豆の収量が7割以上減った農家に対しては来年産用の種子の購入費を3分の1助成する

とか、あるいは今度はミカン関係では改植の助成、あるいは樹勢回復の助成、それからハウス等の倒壊した後の助成と、こういうものも載っております。

それからもう一つ、ここに農協の方からの３番目に要望があっておるのが、共同利用施設と経費負担軽減対策と。これが要望があっております。これはどういうことかと申しますと、共同乾燥調整施設、ライスセンターですね、あるいはカントリー、こういうのが、米、大豆が集荷をなされております。それからミカンの選果場、これはミカンの選果をやっておるわけですが、これは農協の品物でもありますけれども、全部償還、これは固定経費ということで、それぞれ農家が負担をしているわけですね。

そうしますと、通常でありますとずっと償還していくわけですが、ことしは災害で収量が半分、それからミカンにおいてはもう半分以上と。こういうことで、非常に厳しい情勢にあると。そういうことで、この助成をお願いしたいということがここに載っておりますが、県の方は、この資料を見ますと共乾施設の減価償却費など固定経費の助成、これ、約79,000千円を踏んでいると。そういうことで共乾施設には県が計上されておるようですが、これ調べてみますと、ミカン選果場等についてはこれが計上されてないと、こういうことを聞いております。そういうことで、ここに３番目に農協の方から要請があっております、ぜひこういうものを今後市として、もう県ができなければ、特に助成でもお願いしたいと。これは来る前、発表する前をお願いしておかんと、後からでもこれはいいと思いますが、できればきょう、そういうことでお願いしたわけです。

演告なり、あるいはこの前の一般質問の市長の答弁を聞いておりますと、もうこの災害対策には全力投球したいと。私は熱意を非常に感じました。そういうことでこの件についても、ぜひ今後取り組んでいただければということでお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

具体的にミカン選果場の問題と農家のかかわり、負担の問題を御指摘だと思います。

実はあした、もう御存じ、さっきおっしゃいましたけど、あした実は皆さん方に具体的なメニューも提示をしたいというふうに考えておりますので、市長が考えておられるのは、やはりこの厳しい今度の台風災害に対しては、できるだけ農家の方に補助が行くような形で考えろというふうな指示が来ていますから、そういう趣旨に沿ったメニューをあした提示したいと思います。御意見を踏まえながら、十分我々もわかっているつもりでございますから、あした提案をさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

２番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

私の方から、ちょっと2点ほど質問と要望も兼ねた部分になるかと思います。

まず1点目が、29ページ、児童福祉総務費のところ、先ほどの説明の中で来年度全地区で実施される放課後の児童クラブの準備経費1,450千円というのが計上されております。これは、現在、浜、鹿島、明倫とこの3地区から全地区になるわけで、非常にこれは要望も強かった部分ですから私も喜ばしいことだと思っております。今回の一般質問の中でも数名の議員の方々からこの手の質問が出ておりましたので、それに、ちょっと私が見えない部分を教えていただきたいと思うんですけど、現在も3地区であっているわけですが、今後も全地区にこれが広まるとして、これは緊急時というか、子供たちの安全性を考えた場合に、もし低学年、特に小学校の1年生といたら、もう早く、お昼ちょっと過ぎに終わったりとかしてきますけど、夕方ぐらいまでの間にですよ、いろんな病気とかそういうふうなとき、今、病院との連携とかどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

放課後児童クラブと病院の連携はどういうふうにしているかということの御質問にお答えをいたしたいと思います。

実は病院との関係以前の段階で、今、保護者の方とのある程度の取り決めをさせていただいております。例えば、申し込みの時点で、そのお子さんの平熱、それから病気をお持ちであるかどうか、そして緊急の連絡先、こういうものを事前に調査をさせていただいております。子供さんによって平熱が、最近の子供さん、割と低い方が多いですが、どのくらいぐらいいから病院の対応をするかということもございしますが、それ以前に、特に病気については保護者の方である程度の当日の状況についてお知らせをいただくということをやっております。

当然、緊急の病気が出た場合、実は先般、12月4日だったんですが、指導者と意見交換会、それで今後の対応、ほかの部分も含めてですが、緊急性がある場合はどうするかということで対応しております。私たちは当然、病院ということでそういうふうな認識しか持ちませんでしたが、指導者の方から意見として出てきたのは、やっぱり一番いいのは学校敷地でやっているときは学校の保健師の先生に連絡するのが一番いいですよということが意見としてございました。そういうことがございましたので、学校の方にもお願いをしていこうかと思っております。

ただ、学校でどうしようもないような非常事態、けがもありますし、そういう場合は病院へ連絡ということも当然ありますが、程度によって救急車に連絡をしない、あるいは病院へというふうなこと、そういうところまですべての指導者が徹底できるようにということで会議を持って、そのように進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

2 番伊東茂君。

○2 番（伊東 茂君）

はい、ありがとうございました。市が進める事業ではありますが、さっき説明の中にもあったように、学校との協力もやはり得る部分が非常に大きいと思いますので、これはその方向で、非常にそこだけちょっと気になりましたので質問をさせていただきました。

もう1点、33ページ、商工費です。

今回、私、一般質問の中でもまちづくり三法の改正に向けて基本計画を市が国へ提出をする、その時期等のことを質問してまいりました。

こちらに書いてある今回の1,000千円というのは、それにかかわる、今回、商工会議所の方から市長の方に渡された提言書ですね。この中で、コンサルタント等に支払われる分だというのはもうわかっておりますが、あの後、どう私考えても非常に悔しいなという思いがしております。それは、市長、今回の市長選挙のときに、いち早くからこのまちづくり三法のことというのは見直しは知ってらっしゃいました。そして、公約の中にそれも入れ込んでいただいております。しかし、平成18年度、来年の3月までに国への認定を出すという計画から、一転して来年度19年度の中ごろまでかかってしまうと。これは、非常にやっぱりこれだけのずれ込みは、またまちづくりが後退してしまうことになりかねないという気がするんですよ。

市長は、私の質問の答弁の中で、ハード面がどうしても出てこない。それは、市側が余りにも商業者とか地元の方に、そこに責任を持ってき過ぎるんじゃないかなという気がするんですよ。もうちょっと市側もハード面を明確に出すことができないのか。本当に来年の3月までの認定の申し込み期間に間に合わないのか。間に合わす努力もできるんじゃないかなという気がするんですが、どうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

スケジュール的に申し上げますと、選挙が終わって施政方針を言われて、そしてすぐ取り組んだと思うんですね。それが、いろんなソフト、ハードでこういうことをしたらどうかというのを、31人の委員さんでずっと何カ月かけてしていただいたのが11月20日でしたですね。そして、それももう一つ絞り込もうと。すべてできませんのでですね。今、検討会でやっているということですから、そこから正式に市長に提案がなされるわけですね。そこで、受けた行政としては、御提案に沿ってできるもの、できないものもあるかもわかりませんが、そういう整理をしていくということです。本当は、こちらも急いでできるだけ年度内というふうな気持ちでございましたけれども、結果そうなっていると。

そのことと、すべて行政は責任回避をして商店街に全部任せているんじゃないかと、行政としての姿勢が少し足りないんじゃないかというふうなおっしゃり方だと思います。私は、基本的には行政主導というのはいけないということを言っているんです。皆さん方が、我がまちをこうしようというのをを出していただいた方が、そこにはリスクもやっぱり当然負われる部分があると思います。やっぱりリスクも少し負った方が、まちづくりには展開がいいんじゃないかというふうな気がいたしておりますから、決して責任転嫁じゃないんです。我々がこうしたらどうでしょうかというのを先に出しましたら、それに沿ってずっと議論が進んでいってもいけませんので、その辺をにらみながらやっているというふうなことを御理解いただきたいと思います。

今から、早く早目に絞り込みをやって、そしてこの1,000千円を使って、専門的な部分については頼める部分をずっと頼んでいきまして、できるだけ急いでいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

2点、基本的なことでお答えをしますが、先ほどの部長と重複するものもありますが、あえて申しますと、まず、地元商店街と行政はよく意見交換をしてこういうことはスタートをしなければいけませんし、スタートをした後も意見調整をしながらする。この必要がございます。これは、スカイロードをやるとき、さくら通りをやるときも、地元でそういう協議会といったか何かちょっと忘れましたが、そういうものをつくっていただいて事前に十分な打ち合わせをして、またスカイロードとかさくら通りの場合はコンサルタントを入れてまで、いろいろスタートをするまでに議論をしました。今、その段階であります。

この前の本会議での御質問、御指摘に対しても私お答えをしましたように、10月の何日、それは、いわゆる私に対する提言にはまだなっていないと。それは、内部でも出ましたですね。当事者の地元の皆さんからも、これは、今まで出てきた意見ばちょっと網羅しただけやっけん、そいけん自分たちの総合的な提案というには至っていないということを正直に言われましたですね。それは、伊東議員もその場におられたということで確認をしていただいております。

したがいまして、この最終的な地元の皆さんがまとめられたものを受け取ってからが、キャッチボールでいいますと、私どもの正式に受け取ったボールをどうするかと。正式にスタートになるわけであります。ただ、一般質問のときに言いましたように、担当の方には、できるだけ準備をできるものは準備をしておってくれと。見通しとして来年度と言いましたけど、私も何回も早く、今年度なしでできんかというふうなことも言っております。しかし、やっぱり今からスタートするということになれば、来年度になるかわからんという見通しを

担当課は申し上げたわけであります。

したがいまして、一つは、地元と十分案を練った上でスタート。それから、今後も地元と十分協議をしながら進めると。そしてまた、行政の方は、やっぱり皆さんから正式な提案といたしますか、全体を取りまとめたものが私の方に来てからが正式なスタートになると。そうはいいまして、準備ができる分については準備しておってくれという指示をしていると。そういうことでございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

今、山本部長がおっしゃったように、もちろん商業者のリスクは必要ですよ。私も、そのつもりです。

ただね、今回の一般質問を聞かれた方で、やはり商業者の方はね、がっかりされているんですよ。ええ、何でと、19年に入っちゃうんだいと。

今、市長の答弁の中でも、市長もあせがいよっというか、急がせよっと。それは続けてください。それと、商業者とのその話し合い、何回となくやっていただいて結構ですよ。年末だろうが何だろうが、それを私たちは希望しておりますから。福岡課長の方も、今準備室をやっていますよね。この中で、前回の一般質問の答弁の中でも、商業者の方との会議を重ねるというのを言ってらっしゃいます。いつでも結構ですから、それは進めてください。

以上です。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

3番福井でございます。今の伊東議員の質問に若干関連してまいりますけれども、きょうの説明の中で、打上財務課長が18年度と19年度と二つのことをおっしゃいましたですね。ということは、基本計画の作成のことだろうと思いますけれども、先ほど伊東議員も言われましたように、これは本来はもっと早い時期につくっていただきたいなと私も思っておりました。しかし、この19年度のことまで少し言及をされたということは、19年度にまた、これと同じような予算をつけられるという考えがあるということではないでしょうか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

福井議員の質問にお答えをいたします。

今回の補正につきましては、先ほどからあっていますように、一応私どもがどうしてもできないような部分を一部委託をお願いする分です。

全体につきましては、これも一般質問の中でもございましたけれども、あと、それ残った分がございますので、それにつきましては19年度に当初でお願いをしたいということで思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

今おっしゃられた、その残った部分というのが、いわゆる今からコンサルタントに関連した部分なのかなと私も想像しますが、その残った分というのは具体的にどういうものなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

福井議員の質問にお答えをいたします。

今回の1,000千円の内容でございますけれども、これは一応四つほど考えております。活性化のための数値等の指定をしたい。それから、事業効果の調査、分析。それと、各種データの分析。それと、あとは事業計画に関する資料作成の助言等でございますけれども、これが今のところ、今回認めてもらいますけれども、全部が済まないだろうということで今回は一応1,000千円をお願いいたしておりますということで、あと、若干それでできない部分がございますから、それにつきましては新年度お願いしたいということで思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

一番大もとが、先ほどの伊東議員の質問にも関連しますが、今回の国の計画というのは5カ年で実施可能なものとなっているんですね。そいけん、当初、私は言葉で言うぎ、あんまり細密にせじも早よ計画ば上げた方がよかくさいと。簡単にそういうことを思っていたんです。ところが、やっぱり5カ年で実施可能なものといったら、かなり検証をせんぎいかんわけですね。それから、さっき言いよりましたごと、いろんな面での調査も確実にしてデータを提出しなければいけないと、こういう作業が残っているんです。これをやらなければいけないんですね。そういうことで、手法的にとにかくあせがらすことはあせがらせますけど、いわゆるあいまいにしている部分というのが、かなりないわけですね。そういうことで、今の来年度にずれ込むかわからんとか、あるいはずれ込むかわからんぎというのは、そういう調査とかなんとかの今年度から来年度にまたがるとか、そういう話につながっていい

ると、こういうことであります。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

そのデータとか調査、これはもう当然必要なことだろうと思います。

だけど、やはり私も一般質問で申し上げましたように、ここにどのようなもの、いわゆる私はイメージということでお話いたしましたけれども、それをどう盛り込んでいくかということです。先ほど山本部長の答弁にもありましたように、やはり地元の商店街だけじゃなくて、地元の中心市街地の方たちも一緒になって、この一番いわゆる効果が、夢があつて国もこれを認定してくれるようなものにしていかなければならないというふうに思います。

ですから、今から、先ほど伊東議員の質問に対しても、いわゆる中心商店街等と今から話をしていくというふうにおっしゃいましたけれども、これは、例えば予算なしでもできるかわかりませんが、これについて、ある程度は少し要るんじゃないかなという気がしますけれども、これについてどうお考えでしょうか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

福井議員の質問にお答えをいたします。

当然、地元の商店街の方とは密に、今後ともやはりいろんなことでこの計画につきましてお話し合いをしていきたいということで思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

多分、予算はなくてもできるという御答弁だろうと私も判断いたします。

それから、もう一つ、いわゆるコンサルタントの問題です。

今、市長の答弁でも、いわゆる調査ですとかデータの分析等は、やはりある程度の専門家じゃないとそれはできないと思います。だから、コンサルタントの必要性というのも全然認めないわけではございませんけれども、今から、例えば先ほど私はイメージであるとか夢とかという話をいたしました。このとき、以前の——以前は大分前の話ですが、そのときコンサルタントが入ってこられたとき、いわゆる地元の人の考え方もですが、それ以上にコンサルタントがある意味で誘導されるというような計画が以前はつくられたことがありました。私は、これではいけないと思います。やはり地元の、そこで実際携わる人たち、住んでいる人たちの考え方というのを取り入れていかなければいけないと思うんですね。

だから、今、補正予算のことですから、もう来年度のことを言ってもしょうがございませんけれども、次から、やはりいわゆるコンサルタントを入れるといたしましても、どの程度までのことをコンサルタントに委託をされるのか、この基本的なことだけお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

プロに頼む部分は、どうしてもさっき申し上げました、今回1,000千円お願いしていますけれども、そういうことの内容です。来年度も、今のところ正式に御提案申し上げていませんから、これですよというのは言い切れませんが、最低限必要な専門的分野のお力をかりる分、これがやはり我々が頼むコンサルタントのお仕事だと思っています。

まちづくりそのものをコンサルタントにどぎゃんしようかという話をしておったら、やっぱりいつまでも発展性がないと思いますので、そこの柱の部分は当然、商店街と我々と話をして決めて。基本には、そういうふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

今ので大体わかりました。ただ、先ほど伊東議員も言われましたように、やっぱりできるだけ早い時期、できたら今年度じゅうにこれをつくる。だから、それだけ急いでいただきたいということを私からも要望をして、この問題は終わります。

次に、もう一つですけれども、ちょっと歳入のことでわからないものですからお尋ねいたしますけれども、2ページの市民税が22,000千円減額になっております。固定資産税につきましては49,000千円の増額になっております。この、まず減額になった理由ですね。それから増額になった要素、この二つをお知らせください。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

まず、市民税の22,000千円の減額補正ですけども、これは、申しわけございませんけれども、単純な見込み誤りというふうなことであります。

それから、固定資産税の49,000千円ですけども、この固定資産税には土地、家屋、償却資産があるわけですけども、土地につきましては、ことしの6月議会で条例改正をお願いしたわけですけども、土地の負担調整率の改正によりまして、その影響で9,000千円の増となっております。これは、言いわけではないんですけれども、ことしの2月ぐらいに突然、予算編成が今時分になりますので、ちょっと当初予算には間に合わなかったということで、

結果的に土地は今回9,000千円の増となったということであります。

それから家屋ですけれども、家屋につきましては25,000千円の増になるわけです。これは少し専門的になりますけれども、それぞれの建築年によって減価をすべきところを、今回、ことし18年度が評価がえの年に当たったわけですが、その評価がえの基準年で減価を計算したと。といいますのは、平成17年度に、昨年建築の分については、ことしの1月1日現在の家屋がありますので、平成18年の評価基準でいたしまして、1年の経年をするというふうなことになりますけれども、平成16年、15年、14年の3年分を14年の減価率によって当初予算を作成してあったということで、結果的に平成15年、16年分を2年、3年の軽減を余計経年を掛けていたと、減価率をしていたというふうなことで、それが平成13、12、11、10、9、8というふうな過去の分にもさかのぼって、結果的にそれがトータルで25,000千円の主な要因です。

ただ、実際は一年一年減価をしていくわけですので、対前年度と比べれば8.3%程度は税としては落ちております。

それから、償却資産ですけれども、これにつきましては通常は対前年比10%程度を見込みますけれども、平成17年度の昨年の投資が予想より多かったというふうに我々は思っております。我々では、新規の投資分が税額で約10,000千円というふうなことで予想をいたしておりましたが、実際は二千五、六百万円ぐらいの昨年の、18年申告分であったということで、このように償却資産として15,000千円の増というふうになって、トータルで合わせて49,000千円の増というふうになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

市民税については、見込みと違っておったということですが、見込みというのが、例えば所得なのか、それとも人口なのか、いろんな要素があると思いますが、どちらですか。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

今申し上げをしておりますけれども、市民税の予算につきましては、所得の伸びとか所得の状況、それから御存じのように、昨年、ことし税制の大幅改正がありまして、その辺で控除額の変動がっております。そういうことをいろいろ加味いたしまして我々で積算をするわけですが、今回の22,000千円の我々としては大きな見込みは誤りだったわけですが、考えているのが、平均税率の我々算定をいたしますけれども、それが予算を作成す

る段階では4.44%というふうに見込んでいたわけですがけれども、実質4.41%と、0.03%の減であったというふうなことも、その辺も影響、22,000千円という減になったのかなと。実際今申しましたように、所得とか控除額とか税制、いろいろな改正がございますので、その辺を加味しながら予算については作成をしているところであります。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

市民税については、わかりました。

あと、固定資産税のいわゆる家屋の25,000千円の、いわゆる評価が平成17年度につくったのが18年度の1月から評価をするということになっていますが、私もちょっとそこんたいよくわかりませんが、結果的に我々が納付をする固定資産税の額が、平成17年度に家を建てたとして、税額が上がったのということなんですか。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

固定資産税の家屋ですけれども、例えば15年建築、14年建築は結果的には税額はそれぞれ下がっております。

それで、もう少し説明をいたしますと、17年、昨年に建築をされたものを例えれば、17年に建築をされたものについては17年で、もう評価をその年にさせていただくわけですがけれども、18年の1月1日現在の家屋があれば評価をさせていただきますので、18年から課税をさせていただきますので、家屋については再建築評点というやり方で18年の課税の段階で、今この家を建てたら幾らになるかというふうなことを計算して、それで17年に建っておりますので、1年経過をしておりますので減価を1年分して18年から課税をお願いするというふうな形になります。

それで、結果的には、先ほど申しましたように、今までの家屋の分についてはすべてにおいて、それぞれで計算をして下がっているというふうなことになっております。

○議長（小池幸照君）

ほか、質問は何人いらっしゃいますか。

暫時休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後2時56分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第72号に対する質疑を続けます。4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

4番水頭でございます。2点お伺いいたします。

まず第1点は、29ページの児童福祉費、民生費の児童福祉費ですけど、さっき伊東議員も言われた中で、この放課後児童クラブの開設に対しては全市内の小学校でということでお聞きしていますけれども、その中で明倫小の増設の話をちょっとお聞きしたんですけれども、その計画の中身等はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

放課後児童クラブで明倫小学校はどうなっているかという御質問でございますが、現在、明倫小学校区の定員は、今年度は25名でございます。これを60名の定員に増員して実施するように考えております。ただ、場所等については調整中ということで先般も申し上げましたが、それだけの受け入れをできる部分、増設といいますか、新たなところを検討していくということで現在話を進めているところでございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

現在調整中ということですが、学校内ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

学校内を含めてということで考えていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

学校内を含めてということは――何でかといいますと、学校内でもしできたら学校の範囲で、今のところの横あたりには多分、あれは増設がどのような計画を立てておられるのかわからないんですけれども、かなり厳しいんじゃないかと思うんですけれども、体育館等とか何かちょっとお聞きしたもので、そういうことの計画はあっているかなと思って、今回、学校内かなと思って質問をさせていただきました。含めてということで60名の定員、60名はこれは1年から3年まで合わせてのあれだと思いますけれども、そういうことで十分カバーはできると思います。それで、これは来年から具体的に進んでいくわけですかね、その点。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

当然18年度、全小学校区で実施をするということで進めておりますので、当然そういうふうにとらえていただいて結構です。

○議長（小池幸照君）

4 番水頭喜弘君。

○4 番（水頭喜弘君）

わかりました。よろしくお願いいたします。

次は、34ページです。

道路橋りょう費の中の15番の工事請負費の中で、主要市道整備事業の中に野畠～鮎越線ほか増額と計上されています。ずうっと今、道路の建設の方は進んでいます。そういう中で、現在の進捗率は今どれくらいでしょうか。

○議長（小池幸照君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

先ほどの御質問にお答えしたいと思いますけれども、現在、工事を進めておりまして、進捗率というのが今のところ中途なものですから、現在のとはちょっと、今ここではお答えできません。済みません。

○議長（小池幸照君）

4 番水頭喜弘君。

○4 番（水頭喜弘君）

わかりました。完成年度がですね、以前に質問したときは23年から21年になりましたよと聞いていましたけど、このことですね、21年に完成ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（小池幸照君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

そのような計画で今進めております。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

13番井手です。2点ほど質問をいたしたいと思います。

32ページなんですけど、農業の農政事業費の中の19節、負担金補助及び交付金の中山間の直接支払いについてちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

この制度は、平成12年から当初5カ年というような形で、当初の予算は139,000千円ぐらいやったと思います。決算で約145,800千円ほどで落ちているようでございます。ここではプラスの約8,200千円ほどの補正をいただいているところでございますけれども、これが5年間たちまして平成17年度なんですけどね、これからは当初予算が145,600千円、決算で約115,000千円弱なんです。これで不用額が約34,000千円ばかりになっておるわけですね。

これは私が察するには、やはり5年間で当初のですね、発足当時はやはり、仮に70歳になられた方たちも5年間たてば75歳ですね。高齢化の進行というような形で、あとは管理ができないというような形でこんなふうになったんじゃないかと思っておりますけれども、当初、申請の計画より5年間で面積としてどれくらいばかりなんですかね、手入れができなくなった農地はどれくらいの広さなんですかね、それをまず最初にお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

ただいまの御質問で確認をさせていただきたいんですけれども、12年度から16年度で1期対策、5カ年間終了しまして、17年度から21年度までが2期対策でございます。それで、面積が5年間で幾ら減ったかという御質問ですね。

2期対策が17年度から始まりましたけれども、その対象面積が約1,114ヘクタールで、1期対策が1,397ヘクタールですので、約280ヘクタールの全体では対象面積しては減ということになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

今、面積を280ヘクタールばかり減っているということでございますけれども、いろいろ集落では国土保全というような意味で、自然環境かれこれを取り入れて、やはり荒らしてはいけないというような形で頑張らせていただいているんじゃないかと思っているわけなんです。今年度、18年度は市長選挙のあおりでか知りませんが骨格予算であって、6月に補正をなされているようでございますけれども、ここできょう質問したいのは、きょうの補正が683千円、これ喜ばしいことですね。これはどういう形で補正を、何か原因があったから補正をしていただいたんじゃないかと思っておりますけれども、この点については。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

この683千円の増の理由ですけれども、2期対策になりまして制度が変わりまして、8割単価支給と10割単価支給ということになっております。要件が、ハードルが厳しくなったわけですが、それに関連しまして、10割単価の集落が現在全部で36集落のうちに、一番当初の予算計上では8集落であったわけですが、3集落が10割単価に該当するということになりまして、今回の増額補正ということで、3集落分の増とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

わかりました。これ本当に受益者の方たちは、当初導入されて、管理をされて、やはり集落に多額の金が来るというようなことで大変喜んでいただいておりますところなんですけど、せつかくこの制度があるんだから、今後も集落に出向いて、よりよい指導をしていただければなど、このように要望いたしておきます。よろしくお願いいたします。

それから、ちょっと余談になるかもわかりませんが、直接支払いの使途について、この間の12月10日に私のとこの部落で臨時総会がありましたけれども、それは何かといいますと、もう御存じかと思えますけれども、飯田の選果場の跡地にある食品企業が進出してこられるという話があります。そのようなことで、現在はもとの選果場の跡の広場を飯田区民の方たちが公民館でいろいろあるごとに利用させていただいておったわけですが、そこで企業が全部買われたら、とにかく駐車場がないというふうな形で、駐車場を確保するのに中間の地域などの直接支払いを利用しようかというふうな話があったわけなんですけれども、その総会の折のその他の項で、やはり関心があられるということは、総合整備事業のことはどうなっているかというような、住民の方たちから質問があったわけなんです。

ある人は、市の担当課の方が近々にできるばいという話をされたということで、それは本当かというような形で私に問いかけられましたので、いや、ちょっとわからんでおるとですけどというような答弁はしたんですけど。

6日の6番議員の農業政策についての質問の中で市長は、激甚災害適用の申請に各首長さんの席に出席できなかったのは、私の聞き間違いがわかりませんが、農政局のお偉方さんに激甚災害の指定のお願いと総合整備事業のちょっとお願いもしたというような形で申し上げられたと思うんですよ。そこで具体的にどういうふうなお話し合い、結論といいますか、その方々、お偉いさんからの話し合いの中では方向性を見出されたのか、よろしかったらお願いします。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

整理して申し上げますと、市長はそのとき九州農政局の課長と面談中でした。そのときに激甚の指定要請とか災害のことで県庁に市長会は代表で行かれる、これはもう代表で行こうというような決定がされて、そして、あとは町長さんたちは二、三人来ていただいていたと。何で桑原市長は来とらんとかという話ですので、そのときはそうでしたと。これ一つ整理をしておきたいと。

それから、じゃ面会のときにどういう話——総合整備事業を主眼におっしゃっているのかなという気がしていますけれども、そのときには再三質問がありました農地・水・環境向上対策、このことが主でした。これを九州農政局としては各自治体に、ぜひひとつ前向きで取り組んでいただきたいというふうな話が主でして、そして、鹿島市の農業振興を交えて市長といろんな懇談をされたと。そのときに明確に総合整備がどうかと、総合整備事業が来年度は間違いのないよとか、そういう話は一切そのときには出りません。それくらいでよいと思いますかね、内容は。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

私が問い詰められたのは、ある担当の方が「先の明かりが見えてきたばい」というような形でおっしゃられたということなんです。「そいぎ、日にちはいつと言んしゃったね」で、「んにゃ、それは言んしゃらんやった」で、「おまえ、ちょっと聞いてきてくんしゃい」ということです。だから、期待しとんしゃっわけですよ。「市の方はそいぎ県の方に行たてくんしゃつと」で、こうなったわけなんです。とにかく期待して「何ばしよつと」で、こうなってきたわけですよ。「私に言いんしゃんな。とにかく部長さんたちに一応お聞きしてみますから」というような形で、きょうお聞きしよつとですよ。ある程度具体策をしないと、示さないと、「何や、10年越しでぎゃんやって、みんなやろうやとなったとこれ。また頓挫して、どぎゃんせんばらんと」というような形なんです。

だから、ある団塊の世代の人たちも、「よし、もう仕事もなかけんが、本格的にひとつ管理はしてやっていこい」というような形でおんしゃつとですよ。その方もそうおっしゃられました。「とにかく農業の地域におつとやっけんが、それを一つの、あとは老後の生きがいのためにもやっていこう」というような形で、そういうふうにおっしゃられたわけなんです。とにかく鋭意努力をしていただくようお願いいたしまして、終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山でございます。27ページでお願いをいたします。

民生費の中の障害者支援費というところで、負担金補助及び交付金ということで知的障害者更生施設及び授産施設利用補助金ということで1,500千円掲げてもらっています。これは県が2分の1、市が2分の1という補助金の中身ということで説明がなされました。今回、10月から障害者自立支援法が本格的に施行をされたわけなんです、障害者施設ですね、また、居宅支援の利用にかかわる応益負担というのが実質、定率1割というふうになったわけですね。この定率1割にかかわる補助金というふうに見ていいかと思いますが、その更生施設及び授産施設を当鹿島市内で利用されている方で、どういうところを利用している方がこの恩恵に預かるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

質問にお答えをいたします。

この事業は、大きく分けて二つの事業がございます。一つは、入所をしておられる方で未成年の方に対する助成、それからもう一つが、授産施設に通所をしておられる方に対する助成、それぞれ3カ年ということで年度が限られておりますが、3カ年度の補助でございます。入所をされている施設というのは、うちが一番多いのは九千部学園でございます。あと、それ以外に3カ所ほどございますが、合わせて10名の方が対象になります。

それから、通所の授産施設の場合は別の事業になりますが、一番近くでは、たちばな学園のところにあります、かがやきの丘、それから白石作業所等がありますが、対象として20名の方がいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

はい、ありがとうございます。その利用の補助金になされるということで非常にありがたいというふうに思うわけなんです、定率1割の負担を利用者の皆さんは現在課せられているわけなんです、その利用者の方々の負担のどの程度をこの補助金によって賄うことができるようになっていっているのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、施設入所の場合でございますが、いろいろな実は経費を削減する施策がございまし

て、その部分で軽減を受けられた額と今までの3月までの負担額、その差額の分の2分の1額を補助するというものでございます。

それから、通所施設につきましては日額で340円、これを1カ月22日ということで計算した額を上限ということで助成をするということになります。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

はい、ありがとうございました。ということは、まだまだこの軽減策がされたにしても、差額分の2分の1ということを言われましたので、あとの2分の1はやはり負担が生じているという現実だと思います。

それから、ここでは知的障害者というふうに書かれておりますが、精神障害者という部分については何らかの措置が今回あるのかどうか、お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

実は、精神障害者に関しましては上の方ですね——上の方といいますか、入所施設ではそういうふうな施設がございませんので、対象としては対象になりません。

それから、通所の場合も授産施設というふうな形の施設に入っておられて、そういう施設がございませんので、対象としては今回の事業からは外れるということになります。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

はい、ありがとうございました。

それぞれ今回の、また前回の一般質問等でも、また、昨今いろんなマスコミ等でも上げられておりますように、この障害者自立支援法が設けられてから、多くの障害を持つ御本人、または家族の方にかかる負担というものが大きいということが明らかにされつつなってきました。今後、鹿島市独自でできるということはなかなかないと思いますが、ぜひ県、国の方に要望をしていただきたいということを申し添えて、この件については終わりたいと思います。

2点目の質問をさせていただきます。これは10ページでお願いをいたします。

ここに市税ということで市民税というふうにとらえたいと思いますが、これに関して質問

をさせていただきたいと思います。ちょっと直接、間接的にかかわってきますので、質問をしたいと思います。

身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方で、あるところでは社会福祉事務所長、またはそれぞれの首長に申請をし、身体障害者に準ずると認定された方については、所得税や——ここでは市民税という形になりますが——県民税の計算上、障害者控除として一定の金額を所得から差し引くことができるということになっています。

これは、平成14年にこれが決まり、そして15年の分から対象になっているというふうになっていますが、当鹿島市でも既にこの障害者控除の証明の申請をされた場合は、こういうふうな障害者対象の認定証を交付し、これに基づいた控除手続をしていただいているということは承知をしています。ですが、このシステムといいますか、制度自体が新しいということがありまして、知らない方がたくさんおられるというふうに思います。

ということで、何が大事かといいますと、来年の1月以降、また確定申告をすることになるわけなんです、その時点で、一人でも還付といいますか、戻しもありますし、税金の控除にもなるわけですので、そういう方々に知らせる方法を今どういうふうにされているのかということと、今後の方法、知らせる手段といいますか、そのことについてお聞きをさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

税の控除のことですので、私の方からお答えをさせていただきます。

確かに議員申されますように、障害者控除で通常は身体障害者手帳とか保険福祉手帳とか、いろいろそういう手帳をお持ちの方は当然障害者控除の対象になるわけですが、ほかに今言われましたように、精神や身体に障害のある年齢65歳以上の人で、その障害の程度が上記云々に掲げる人と同等であると。そして、市町村長、福祉事務所長の認定を受けている人は障害者控除の対象になるというふうなことでここに提案をされておりますので、そういう申請をされた方については当然特別障害者控除の適用をしているところです。

ただ、これのPRですけれども、これは9月議会でも多分松尾議員の御質問にお答えしたと思いますけれども、普通は申告書を送付するときに、申告書の書き方の中に障害者控除というのは、これまではこの項目を入れておりませんでした。例えば、障害者手帳の交付を受けている人とかですね、等というふうな形で入れておりましたけれども、今後はですね、ほかにも多くの控除がありますので、その辺を加味しながら、入れることができることであれば今後入れていきたいと。

それともう一つ、申告の時点で、昨年まで障害者控除なり寡婦控除なりいろんな控除を受けられていた方については、我々の方でデータを持っておりますので、お客さんの方から言

われなくても、我々の方から「昨年は障害者控除を受けられていましたね」とか、そういうことを申し上げることができますけれども、新規の方についてはなかなか、その辺はプライバシーの問題等々ございますので、私どもの方から申告の時点で申し上げるということは、新規の場合はできないということになりますので、今申しましたように、できるだけPRは努めていきたいというふうに思っております。

それと、ちなみに障害者手帳等の交付を受けられる方については、交付されるときは福祉の方でこういうふうなハンドブックを差し上げて、これについて中身、そういうふうなものが載っていますので、これについても20分なり30分かけて説明をしてもらっておりますという事は申し添えておきます。

ただ、今おっしゃいましたように、控除を受けられる人が受けられないということができないように、我々も今後はPRをしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

いろんな控除がいろいろありますので、これだけをお知らせするというのは大変困難かと思いますが、先ほど言いましたように、新しいことですので、制度ですので、知らない方が大多数じゃないかなというふうに思います。やはりきちんと知らせることが、その対象である方、そしてまた、家族の方の生活の負担を和らげるといいますか、そのことに少しでも寄与することができるというふうに思いますので、何とかそういう工夫をしていただいて、一人でも多くの方がこの制度を利用できるような周知徹底をお願いして、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

1点だけお尋ねをしておきたいと思います。

22ページの一般管理費のうちの委託料で訴訟代理委託料に1,076千円計上をされておりますが、先ほどの説明は弁護士委託料というところまで説明をいただきましたけど、どの事件に関する弁護士の委託料なのか、そこをちょっとお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

今回、弁護士委託料として1,076千円の補正をお願いしているところでございます。内訳を申しますと、西部中の事案に関しましてがですね、弁護士費用というのは着手金と、そし

て成功報酬というものがございます。今回上げておりますのは着手金ということで、西部中に関するものが315千円——300千円と消費税の15千円ですね。（「もう一回」と呼ぶ者あり）西部中に関するもので、着手金300千円プラス消費税の15千円ということになります。

もう一つが、人事委員会で審議中でございます不服申し立ての件で500千円と消費税の25千円、それプラス今回、その人事委員会で審議を行うに当たっては、審議の事務委託費というのがございます。その費用につきましては、処分者側が負担しなければならないということになっておりまして、その費用が236千円、合計の1,076千円ということでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

はい、わかりました。

恐らくただいまの説明でいきますと、今のところは着手金というやつと、後段の人事委員会提訴部分に関しては別に事務委託料がついておるということですので、今後係争が進んでいけば着手金、今スタートのお金でしょうから、今後費用がそれぞれかかっていくと思いますね、結審に至るまでは。控訴ということにまたなるとは思います、一審段階でそれぞれの程度の予算を積もられておるか。大体こういうのは規定があるかと思うんですが、御説明ください。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

まず、西部中の事案でございすけど、被告は鹿島市と佐賀県ということになっておりまして、その西部中に関する事案につきましては、両者の方で案分をして負担しております。西部中に関する事案でございすけど、鹿島市の負担分、着手金につきましては先ほど申しました315千円、これは弁護士の先生方からこの事案に関する代理人ということで見積もりをいただいております、その成功報酬につきましては、鹿島市の負担は600千円プラス30千円と、消費税が30千円ということで630千円が成功報酬ということになるものでございす。

もう一つの人事に関する不服申し立ての件でございすけど、この見積もりに当たりましては、先ほど525千円と言いましたけど、成功報酬につきましても525千円ということになっております。また、人事に関することは審理が長くなるという予測も立ちますので、それが長くなった場合、これはおおむね1年以上を経過したらプラス200千円というような見積もりをお願いをしているところでございす。

ちなみに、弁護士費用と申しますのは、今までの慣例でしたら、いろんな弁護士の先生方がおられます。従前につきましては1件当たり800千円と、これは損害賠償請求をした場合

が大体8,000千円ということで、1割相当が弁護士費用だという取り決めがあっていたそうなんですけど、最近はいろんな先生方がふえておられますし、人数もふえたということで、今競争の原理が働きまして、今800千円程度を参考としているということで、私どももそういう情報を入手したところでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ただいまの西部中の事案については、その手付金以外に今私がただしました、今後成功報酬というものが出てくると。この600千円プラス消費税の30千円、合計630千円というのは市の負担分だけですね。ということは、県との合算でいけば1,260千円になるんですか。そういう見方ですね。はい、わかりました。

結審についての見通しですね、係争中の、執行部として。時期的にいつぐらいの結審、見通しが立っていますか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

教育委員会関係の事案について補足して御説明いたしますけど、県と鹿島市の負担割合は2対1の割合でございます。鹿島市が2、佐賀県が1ということで、成功報酬に当たりましては鹿島市が600千円、県が300千円ということで、県との合意ができておるところでございます。

結審の見込みでございますけど、教育委員会関係の事案につきましては、第3回の審議ですが、11月20日にあったわけですけど、第4回が1月15日という予定になっております。このことにつきましては、私どもについては、いつごろが結審の見込みというのは、全然今のところ情報は入っておりませんし、ちょっと見込みも立たないという状況でございます。

人事委員会に関しましては、11月27日に第1回の審理があったわけですけど、口頭審理が12月21日ということで、このことにつきましても次回が2月の初めという情報は入っておりますけど、全くいつごろが結審の見込みと、時期につきましてはちょっとお答えすることができません。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

行政の係争事というとは余りあってほしくないわけで、好ましいことではないわけなんですけど、行政は行政としての立場、法的な背景、解釈の問題を含めて、あるからこそ争っているということだろうとは思いますが、筋を立てれば角が立つという話もあるわけであって、

着火する前にこうした係争に至ることを避けるということができなかったのかと、これが全然、私たちは経過がわかりませんから言えませんが、この小さな都市で二つもの係争事件を抱えて行政が今日あるという状態は、やっぱり一刻も早く回避をする必要があろうかと、常々そういうふうな気持ちでおりますので、教育長、そこら辺を含めてひとつ早期の解決が図れるように努力をしていただきたいと思います。

勝つか負けるかという議論もありますけど、相手はいわば市民を相手に争っておるわけなんですから、そこら辺の事情は何かの事件とか、そうしたものと違う内容での争いですので、そういう気持ちを抱いておるのが普通感覚だろうと思います、普通の人だね。

また一方では、市は争うということになれば、今言いますように、こうして予算措置をして公費で争うことができますけれども、もう一方の当事者は、すべてこれは個人がやっておるわけで、自費でやっておるわけなんですね。市長、笑わんでですね、真剣に議論をしておるわけなんですから、市長の方の見解をお尋ねします。現状と見通しをどういうふうに思っておられますか、そんなら決意を含めて。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

相手方が申されることがもっともだという点があれば、今御指摘のようなことになろうかと思いますが、私どもは私どもが下した決断というのは全然間違っていないと、100%間違っていないと、こういうふうに思っていますので、これは最後まで争うべきだというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

一つの一点の誤りもないということで、それだけの自信があるからこそ争っておられるというふうに認識をいたしはしておりますけどですね。そうした市民のやわらかい感覚としては、何で行政が事件を二つも抱えて、しかも相手は市民だよと。やっぱりこうした状態というのは決して好ましいことじゃありませんので、できるだけ早くこうした問題については、けりのつくのを望んでおるわけです。まあ頑張ってくださいという言葉は発しませんけれども、できるだけ速やかな解決が図られるように努力をお願いするということだけ申し上げて、終わります。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

1点だけ質問いたします。伊東議員、福井議員の方からも出ましたが、私も今回、一般

質問で申し述べました。

33ページ、中心市街地活性化基本計画策定、今回また駅前周辺整備関係だと思いますけど、私は以前にも申しましたとおり、スカイロードのときのテーマと、さくら通りとちょっとイメージが違うということで、今回、駅前、いろんなところを旅したときは、まず駅におりた途端、このまちはどういうところかというイメージが一遍にわいてくるわけです。その点、どういうふうに考えておられるのか、まず最初にお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

おっしゃるとおり、そのまちのイメージのためには、そのイメージをよくするためには、駅前のイメージというのは非常に大きなウエートを占めると思います。だからこそ、報告会には駅前の整備を図ったらどうかという意見も出てきています。だから、そういった意見を踏まえて、今絞り込みをやっているというふうな段階でございます。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

地元からの要望、市当局の考え方、いろんなことが加味されて実行に移されると思いますが、実はさくら通りのときも地元の方は非常に燃えて、陳情を要望されました。私たちも地元の方とお話をいたしました。当然私は、あの中期的なまちづくりが、両方一緒にずっと町並みができるんだというふうに思っていましたけど、実際、結果は、片方は駐車場と、ちょっとお客さんが来るような雰囲気のところじゃないというふうな、私はそういうふうに解釈をしております。ですから、今回、駅前というのは十分考えて、しっかり実行していただくようお願いしたいわけですけど、その点いかがですか。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

さくら通りもやはり十分な議論をされたと思います、ああいう町並みでいこうというふうな話で。おっしゃるように、幾分駐車場が目立つじゃないかというところがあるかもわかりませんが、やはりまちを整備していくためには、地元の人たちの意見というのはやっぱり十分踏まえた上での整備だというのが基本だと思いますので、駅前に関してもそのようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

商業ビジョンの中身、TMO構想の中身、多分さくら通りをするときは、ああいう形にしようという構想はなかったと思います、基本計画の中でも。しかし、結果としてやっぱり、今の状況が非常に商売にとって厳しいと。厳しいことはわかります、私も商売していますから。確かに理想と現実には厳しいと。そういう中で、つくれなかったと。やっぱり今後計画するときは、実効性のある、効果のある、やっぱりつくってよかったなど、人が集うような計画を実行していただきたいということをお願いして、終わります。

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第72号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第72号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第73号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6、議案第73号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

それでは、議案第73号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

議案書の8ページでございます。

内容は別冊の予算書をお願いいたします。

予算書の1ページです。

平成18年度 鹿島市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,591千円を追加し、その総額をそれぞれ1,425,927千円と定めるものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、2ページ、3ページの第1表のとおりでございます。

次に、予算説明書をお願いいたします。

4 ページ、5 ページは、明細の総括です。

6 ページをお願いいたします。

2 歳入、6 款、諸収入です。雑入で5,591千円を増額補正いたしまして、5,593千円とするものでございます。これはその説明欄にもありますように、乙丸雨水ポンプ場補強工事の負担金として歳入補正をお願いするものです。

7 ページをお願いいたします。

3 の歳出ですが、歳入で説明いたしました補正額5,591千円を目の建設事業費に増額いたしまして、計で725,411千円といたします。内訳でございますが、節の委託料及び補償補填の減額は設計額での残額計上で、この分と補正増額分を工事請負費に計上し、乙丸雨水ポンプ場補強工事分を含め、雨水ポンプ場建設費の増額といたすものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第73号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第73号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第74号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7. 議案第74号 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第74号 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

説明は補正予算書の方でいたします。

1 ページをごらんください。

今回の補正では、歳入歳出それぞれ370,995千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ補正後の額を3,995,585千円といたすものでございます。

それから次に、款項の区分ごとの補正額及び補正後の額は、2 ページ、3 ページのとおりでございます。

補正の内容につきましては、説明書の6 ページから説明をさせていただきたいと思います。

説明書の6 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

3 款 1 項 1 目の療養給付費等負担金、補正の内容は療養給付費等の増額によるもの、それから老人保健医療費拠出金等の増額によるもの、これらの要因によりまして総額67,453千円を増額いたします。

それから次、開いていただきまして、2 項 1 目の財政調整交付金でございますけれども、普通調整交付金の増額でございます。補正額が106,779千円ということでお願いをいたしております。

次に、4 款 1 項 1 目、療養給付費交付金、これは療養給付費の交付金等の増額によるものでございまして、171,492千円の増額補正でございます。

次に、9 ページをごらんいただきたいと思います。

8 款 2 項 1 目の一般会計繰入金でございますけれども、これは国民健康保険財政支援対策費の繰入金の増額でございます。25,271千円を増額いたしております。

続きまして、10ページの歳出の方に移ります。

1 款 3 項 1 目の賦課徴収費でございますけれども、賦課徴収費につきましては節の予算の組み替えでございます。

それから、11ページをごらんいただきたいと思います。

2 款 1 項 1 目の一般被保険者療養給付費につきましては、療養費の一般分の増額でございます。総額108,150千円の補正を行っております。

続きまして、2 目の退職被保険者等療養給付費につきましては、療養費の退職者分の増額でございます。158,110千円の補正でございます。

それから、3 目、一般被保険者療養費、これはコルセットとか柔道整復費等の増額によるものでございまして、総額4,475千円の補正でございます。

それから、4 目の退職被保険者等療養費、これも退職者医療の分の柔道整復費の増額によるもの、922千円の増額補正でございます。

それから、5 目の審査支払手数料でございますけれども、これは国保連合会にお支払いします診療報酬明細書の審査支払手数料等の増額によるものでございます。1,050千円の増額

補正でございます。

続きまして、12ページの2款2項2目の退職被保険者等高額療養費でございますけれども、これは退職被保険者等の高額療養費の増額によるもの、12,460千円の補正でございます。

続きまして、13ページでございます。

3款1項1目の老人保健医療費拠出金、これは91,397千円の増額でございます。

それから、2目の老人保健事務費拠出金でございますけれども、これは事務費の拠出金の増額でございます、59千円の総額をお願いしております。

続きまして、14ページでございます。

4款1項1目の介護納付金につきましては、18年度分の納付金の決定がっておりますので、5,628千円の減額ということで補正をお願いいたしております。

以上、説明を終わりますけれども、よろしくお願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第74号 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第74号は提案のとおり可決されました

日程第8 議案第75号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8. 議案第75号 平成18年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤家水道課長。

○水道課長（藤家敏昭君）

それでは、議案第75号 平成18年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書は10ページでございますが、別冊の補正予算書で御説明いたします。

今回の補正につきましては、水道企業職員の人事異動に伴いまして、資本的支出の第1款第1項、建設改良費のうち、職員給与費965千円を増額するものでございます。

1ページ、第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、先ほど申し上げました職員給与費に計上いたしまして、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費を965千円増額し、補正後の額を711,754千円といたすものでございます。明細につきましては附属書類の5ページでございます。

次に、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、2ページのただいま説明いたしました資本的支出、職員給与費965千円を増額し、補正後の額を64,563千円といたすものでございます。

3ページ以降につきましては附属書類でございますので、説明は省略させていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第75号 平成18年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第75号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたします。

次の会議は明13日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時4分 散会